九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

近代都市空間に関する地理学的研究

遠城, 明雄
九州大学文学研究科史学専攻

https://doi.org/10.11501/3106913

出版情報：九州大学, 1995, 博士（文学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：

第４章

都市空間における「共同性」とその変容

－1900～1930年代の福岡市博多部－

はじめに

本章では今まで述べてきた論点を総括しつつ、特に祭礼に注目することで都市居住者の「共同性」の在り方とその変化を論じる。

ところで「共同体(性)」[1]に関しては、地理学、歴史学、人類学、民俗学などの分野で多くの研究蓄積があるが、日本では特に村落共同体に関する研究がその大半を占めてきたといえる。この理由の一端は生産基盤としての土地所有という契機を欠いた都市において、地縁に基づいた「共同性」が形成されることがないと考えられてきた点にある。また「近代化論」において、村落共同体は解体されるべき封建的遺制として把握される場合が多かった。しかしながら高度経済成長以後、公害や過疎など具体的次元の問題と社会科学内部の反省から問われた研究者と研究対象の位置づけといった問題[2]が複雑に関連しながら、新たな方向を模索する一端として共同体再考が意識されるようになった[3]。ここで生産での協働という基底的関係からみると他の共同体と根本的な区別を要するが、都市においても独特の形態で、多様な「共同性」が結ばれていることが問題とされている。確かに「共同体」への関心の歴史性それ自体を批判的に検討すべきである[4]が、我々の考察はそこから始めざるをえない。

本章ではこのような認識に基づき、以下の二点について論じる。第一に都市空間における人々の「共同性」を、一定の範域における諸集団の社会的諸関係から明らかにすることを課題とする。この関係域はその内部だけの暗黙の規範や規則を構成し、逆にそれを前提として形成される点で、社会的に意味を規定された地平である。但しそれはけして自己完結的ではない。よって第二に「共同性」が都市の近代化の過程で現出した装置によりいかなる変容を蒙ったかが問題となる。以上の二点を通じて個人の再生産における装置の役割およびそれからの逸脱[5]が問題点となる。

以上の課題は、日常生活の領域や生活世界の研究に繋がるが、ここで経験的研究の議論のみならず、それを規定する「問題設定」自

1. 県庁
2. 市役所
3. 博多駅
4. 医科大学付属病院
5. 福岡専売局
6. 東公園
7. 奈良屋小学校
8. 御供所小学校
9. 大浜小学校
10. 呉服小学校
11. 櫛田神社
12. 聖福寺
13. 崇福寺
14. 大乗寺
15. 万行寺
16. 東長寺
17. 承天寺
18. 松原小学校
19. 千代小学校
20. 紡績会社
21. 福岡商業学校
22. 公会堂
23. 福岡日々新聞社
24. 九州日報社
25. 大名小学校
26. 県立高等女学校
27. 警察本部
28. 博物館

第4－1図　研究対象地域の概観

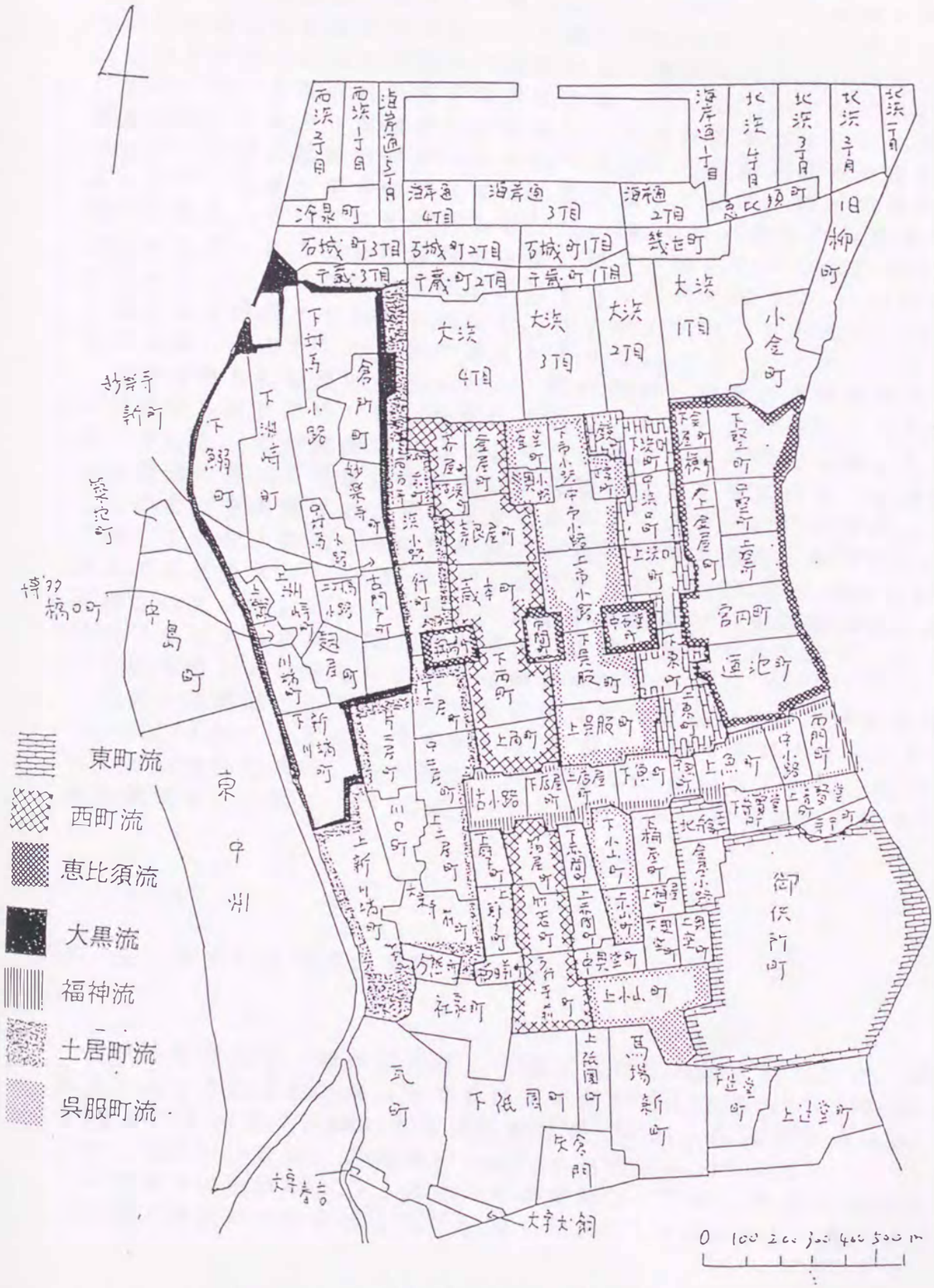

第４－２図　博多部の町名と「流」

体が問われている点が重要である。例えば、Leyは都市において対立する集団間の領域表示や社会集団によって構築される景観に関して、形成過程や意味の次元を中心に論じているが、そこではハーヴェイやカステルの都市研究への批判から、構造に対する行為主体としての人間の位置づけが重要な課題となっている[6]。マルクスに依拠して都市の新たな理論構築を課題とした後者の場合に、シカゴ学派に対して特に理論的対象の曖昧さや局所での日常的関係のみを問題として、国家や資本の日常生活への介入など経済・政治の構造的要因を見落している点を批判した[7]が、Leyからみると行為主体が還元されてしまうことが問題となる。筆者の現在の関心は日常的関係の次元で、都市空間の変動を検討する方向性にあるが、Leyのように主体を前提とするのではなく、個人が主体として形成される諸局面を論じること[8]が重要であると考える。

居住者相互の諸関係を形式的に、町内関係、消費、同業集団などの組織化された関係ないし組織化されていない社会的結合と祭礼組織を中心とした諸関係に区分し、それを条件づける様相の異なる物的装置間の関係を考慮しながら、居住者によって結ばれる「共同性」とその変容を考察する。共同性を広義のアイデンティティの問題として論じる場合、祭礼は有効な指標である[9]と考えられ、都市祭礼に関しても社会学[10]、人類学[11]、宗教学[12]を中心に多くの研究が蓄積されている。これらの研究では、祭礼組織での内部と外部の区別など参加する諸集団間の対立関係が詳細に解明されており、ここでも諸集団が対立する局面に特に関心を向けたい。

研究対象地域としては、明治後期から昭和前期の福岡市博多部(第4-1.2図)を取り上げる。博多部では750年余の歴史を有するといわれる櫛田神社の祭礼、博多祇園山笠[13]がおこなわれており、この祭を運営するために「流(ながれ)」という独特な制度が存在している。

第1節　研究対象地域の概観

福岡市博多部は、藩政期を通じて商工業中心の町人街として、武家地であった福岡部と異なった雰囲気を醸し出してきた。1889(明治22)年に周辺部を合併して福岡市が誕生したが、福岡部と博多部の間は往来が少なく、言葉使いも違っていたといわれる。

福岡市は明治後期から、熊本市や長崎市とともに九州地方の政治・経済・軍事の中心都市として大きく発展し、1920(大正9)年の人

口は95381人で長崎市、八幡市に次ぐ位置にあった。但し同年の出生地に占める自市率が福岡市49.0%、八幡市18.4%であることからも推察されるように、八幡市などが製鉄所を中心にして急速に工業化し人口を増加させたのに対して、水や用地に恵まれない福岡市は工業化が思うように進展しなかった。住吉の鐘淵紡績工場や吉塚の専売局以外には大工場が立地せず労働者数(第4-1表)も少ない。こうした理由から福岡市は経済・行政の中枢管理機能を卓越させていった[14]。熊本と長崎との誘致合戦となった1903(明治36)年の京都帝国大学福岡医科大学の設置や1910(明治43)年の第13回九州沖縄八県連合共進会の開催(開催期間60日、入場者数917,253人)、築港事業の完成などが、福岡市の九州内での地位向上とともに市内部の都市空間の拡大と変容に大きな役割を果たしたといえる。とくに共進会・博覧会の影響は大きく[15]、1927(昭和2)年には東亜勧業博覧会(60日、1,603,472人)、1936(昭和11)年には博多築港博覧会(50日、1,608,019人)などが開催されている。また工業化の沈滞と関連して、労働争議などの社会運動は中小工場が多く立地していた周辺部で多く発生している[16]。

以下では、大正期を中心に博多部の都市構造を宅地地位評価等級(以下、等級と略)[17]と商工業活動の分布から明らかにする。

まず1916(大正5)年の等級をみると、東中洲の中島町から東へ藩政期からの中心である掛町や麹屋町、網場町を核とした掛町筋の地区と上西町と下西町や土居町などの電車通が高く、博多駅周辺や博多駅と電車通を結ぶ停車場通がこれに次いでいる(第4-3図)。東部や横町筋は評価が低く、以前の主要道路であった西門橋通も電車通の建設により地位が低下した。電車通は八県聯合共進会開催と電気軌道設立を契機として建設を余儀なくされた幹線道路であるが、これ以外の工事は遅々として進展せず、また降雨によってすぐに「泥沼化」する道路事情[18]は1921(大正10)年以降、工費の5割を地元の町が負担するという形で中心部から徐々に舗装されている。路面電車は福澤桃介らの県外資本による福博電気軌道株式会社が1910(明治43)年に、渡辺與八郎らの地元有力者による博多電気軌道株式会社が1911(同44)年に営業を開始している[19]。1921年の等級もほぼ同一のパターンを示しているが博多駅周辺など南東地区が上昇している。以上の中心地区は掛町筋が地元の小売、卸売の集積した商業地区である一方、電車通・停車場通が地元有力商店のほか金融機関や商社の支店を中心にした金融街[20]を形成しており、内部で機能分化がみられる。電車通は1910年の建設当初は、商家が店を開くことが「滑稽視される」ほどであったが、その後約10年間で路面電車の敷設、保険会社や銀行など金融機関の集中、デパートの建設、明

第４－１表　主な労働者の数(1914)

職　業	人 数
煙草局女工	646
紡績職工	619
人力車車夫	554
鉄工職工	393
博多織工	347
仲仕	268
印刷職工	171
瓦斯会社工	128
製紙職工	71
荷揚人夫	69
電燈会社工	67
鉄工人夫	66
荷車挽	60
荷物運送人	43
製氷職工	32
バケツ職工	17
撚糸職工	17

資料：『九州日報』1916年5月16日。

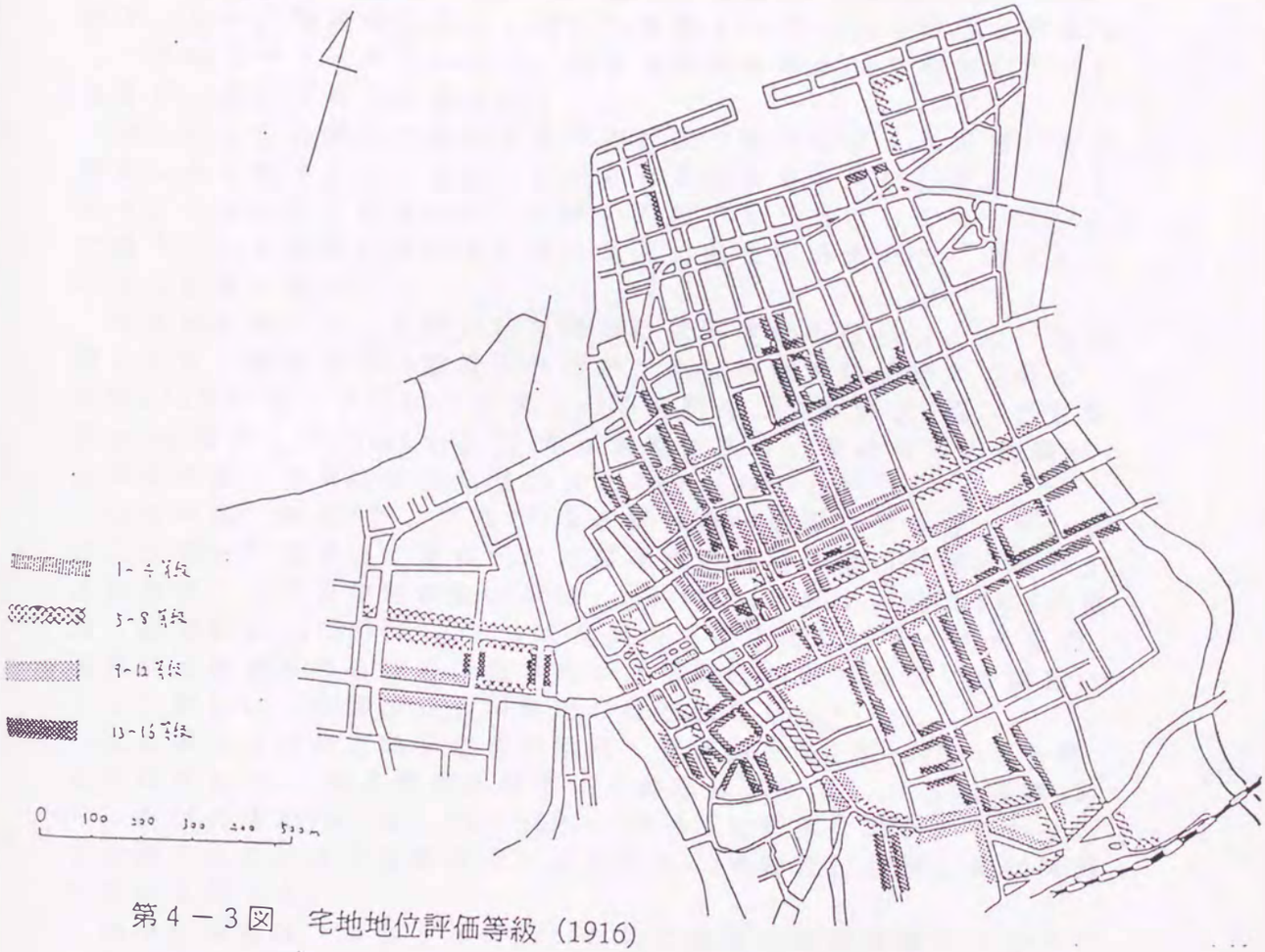

第４－３図　宅地地位評価等級（1916）

治屋や丸善といった地元外企業の進出など福岡市の「洋館街」[21]あるいは「銀行街」[22]として近代化を象徴する通りになる。

1925(大正14)年に福岡で最初のデパートとして玉屋呉服店が東中洲に開店した[23]のを皮切りにして岩田屋や松屋といった博多の商家が中洲、天神に大規模店舗を立地させたが、こうした大規模店舗の出現によって博多部の老舗が閉店に追い込まれるなど従来までの博多部中心の商業活動に影響が生じている。また博多部でも地元の有力者が資金を出しあって中間新道や仲新道[24]など新しい「ハイカラ」な街区を建設したり、道路を舗装する際も他の地区と異なって、割高だが「足触りの良い」木煉瓦舗装を導入して集客につとめるなど、地区内部も開発された。

以上のような相互に異質な空間の形成・明示化は、利用者にその場でしか発動されない意味を想起させることを可能にしたと考えられる。つまり同じ値段の同じ品質の商品であったとしても、「どこ」で買うという空間的な差異が商品選択の重要な要素として考えられるようになっていく。

博多部に対して、天神など福岡部には県庁や市役所などの行政機関や兵営・監獄などが設置されたが、地位評価等級は概して低く、天神が1等になったのは久留米との間を結んだ九州鉄道(現　西日本鉄道)が開通した1924(大正13)年が最初であり、交通体系の整備が土地の等級に大きな影響を及ぼしたことがわかる[25]。

なお平尾、野間[26]、高宮[27]など近郊農村地帯にサラリーマン向けの住宅が形成され、実質的には福岡市で最初の都市計画ともいえる西南部土地区画整理事業の開始(大正12年6月起工／昭和2年4月完成、総面積約397Ha)[28]によって鳥飼から西新町にかけての地区の開発が進展するのもこの時期であり、福岡市の郊外地域での開発によって新しい「生活様式」が現出しはじめている[29]。

次に博多部の商工業分布を規模別・業種別分布(第4-4図)から明らかにする[30]。博多部の営業主体の総数は1257で、うち営業税100円以下が全体の74.1%、20～30円が25.8%で零細な経営が多かったと推測される。また営業種別では食料品、米雑穀、魚類、織物関係などが多かった。

規模別分布は、博多全体を1000として各町の営業税額を千分比で表わすが、下鰯町、上西町、下洲崎町、下新川端町、下対馬小路が上位を占めていた[31]。下鰯町には博多株式取引所が立地していたが、1933(昭和8)年に天神に移転した。このほか海岸部の諸町と博多駅周辺に集積がみられる。商工業活動は掛町筋と電車通の主要道路を最大としてその外側に低い地区があり、さらに外側に活動の高い地区があるという不連続な形を呈している。

業種別分布[32]をみると掛町や上西町、下西町、土居町などが織

第４－４図　商工業分布（規模別・業種別）（1927）

資料：「福岡市商工人名録」（1926）

物(呉服)、洋品、家具の業種、海岸部が運送(主に回漕)や燃料業、厨子町、御供所町など東部や南部の地区が鉄工関係、博多駅前が旅館業にそれぞれ特化している。また大浜町には木材問屋や料理屋、下対馬小路に魚問屋などが多く立地しており、地区ごとに明瞭ではないが業種別の立地分化がみられる。

最後に職人・「職工」などの分布を示しておく(第4-5図)[33]。明瞭な地区分化はみられないが、電車通や停車場通に囲まれた一帯は「職人町」と呼ばれ、「裏長屋」もあり職人や「職工」が集住していた[34]。これは上土居町に磯野鋳造所と深見商店という博多の代表的な鉄工所があったほか隣接するいくつかの町にも鉄工所が多かったことによる。このほか東部の諸町にかけても各種職人や大工・木挽や左官が多く、また仲仕、車力・車夫など運搬業に従事する人々は博多駅前周辺と海岸部の諸町[35]に集中していた。

以上の如く博多部は明瞭ではないが商工業活動に関連して地区分化していることが明らかになった。大別すれば、掛町筋を挟んで魚問屋や木材問屋が多く立地する浜側と商家や職人が中心である岡側で生活習慣や気質に大きな差異があったといわれている[36]。よってこうした地区の分化が日常生活にどのような影響を及ぼしていたのかが問題となる。

第2節　日常的な社会関係の展開

本節では、日常生活での社会的つながりや組織活動を、町内関係、財産区、同業集団、消費の四つの側面から記述する。

(1)　町内関係

まず町の規模をみると、1929(昭和4)年の時点で12世帯の上西町から190世帯の大浜町4丁目まで様々であり、特に電車通の地区は世帯数が少ない[37]。町総代の総数は140名ほどで、公称以外の町があったり、町内部が幾つかに区分されている場合があり、特に海岸部や博多駅周辺の町に多かった。これらの地区は狭く密集しており、人口変動も他の町に比較して大きかったと考えられる。

町は規模の面で相違があったにもかかわらず、日常生活の基盤として機能していた。例えば、町で必要とされる諸費用は、各家の名前と収める金額が書かれた板をもった町総代や会計係が毎日徴収した日切り銭によって賄われ、山笠の資金や町内の困窮者の救済とし

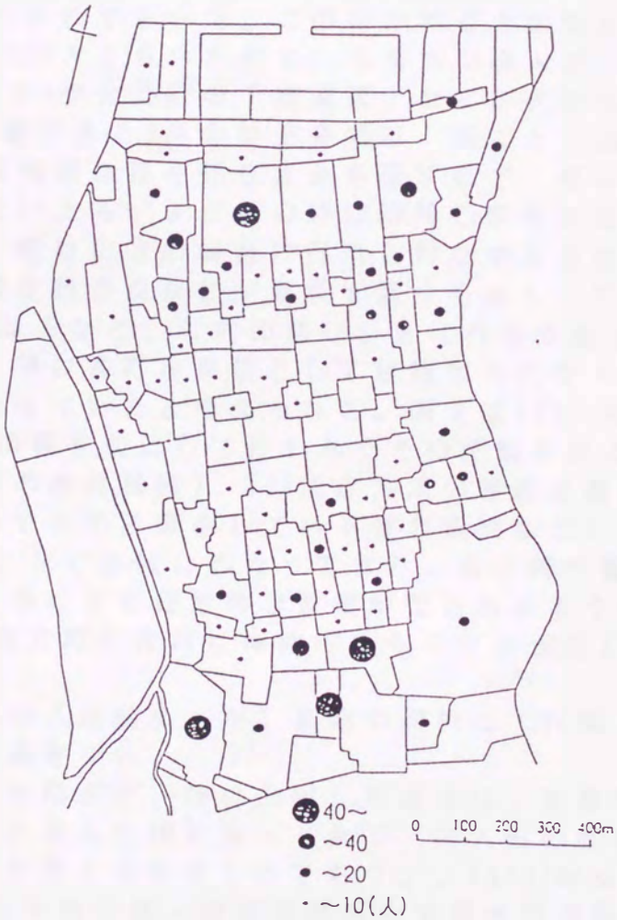

第４－５図　職人・「職工」の分布

資料：「温岡市市民録」（1924）

ても利用された。この金額は町の集まりで決められたが、この取り決めによって町内の階層性が日々確認されると同時に、豊かな家に対しては多く出費することが当然であるという期待が形成されると考えられる。山笠などの資金を得るために、町内の空家を有力者で管理し貸家とすることもあったという。冠婚葬祭の諸行事でも居住者同士は協力関係にあり、手伝いが足りている場合でも、町内の手伝いを受けることが慣習となっていた町もある。また「道路に番子を出して、近所のおばさん達と世間話をするのがほとんど唯一の楽しみだった」といわれるように特に女性にとって町内関係はより密接であり、逆にそこに閉ざされてもいた。このほか町ごとの地祭[38]も多く、例えば会員数約2000人ともいわれていた博多の老人会・高砂連のお施餓鬼(聖福寺境内)や大浜町の「流灌頂」などが代表的であった。筥崎宮(箱崎)の祭である9月の放生会では、町ごと、店ごとに長持の行列を組んで箱崎浜に幕を張り宴会を催すなど、町を単位とした結合は強かったといえる。またこの時に箱崎の数町が接待することもあったという。町は山笠の場合に行政と対立する側面を持っていたが、町総代や衛生組合長などが両者を繋ぐものとして制定され、納税組合[39]を兼ねるなど、町内の結びつきは行政支配の末端にも組込まれている。特に各町を単位として組織化された「衛生組合」は大きな意味をもっていたと考えられる。例えば1911(明治44)年の秋の陸軍特別大演習を前にして行われたその活動をみると、(1)飲料水調査(井戸水の水質検査)、(2)清潔方法の確認と徹底、(3)伝染病管理(伝染病患者で自宅治療をしている者の巡視など)、(4)軍隊宿泊地の衛生点検、など多岐にわたっており、市当局や警察との関係のなかで衛生組合による日常的な監視が行われるようなっている。[40]このような点で町の性質は両義的なものであったといえる。

また明治後半から小学校の「運動会」が、家庭や町内に「行楽」として受容されたことも見逃せない。

「以前は左様でもなかった相だが、特に此四五年此方は、家庭の人達が学校の運動会を非常に楽しむ様になって来て、其人出の数なども、年々歳々増加の傾向が見えるとのことであり」、1909(明治42)年に東公園で開催された中市小路・奈良屋尋常小学校合同運動会では、児童をもたない家庭を含めて町内の人々が運動会に合わせて仕事を休み、箱崎浜の松林へ繰り出して親睦会をおこなったりしている[41]。また競技の余興として父兄の遊戯にも「愉快に参加」しており、箱崎浜という博多の行楽地とも結びついて運動会は〈祭り〉的傾向[42]を帯びはじめた。こうした傾向が軍隊との類似で身体の規律化を図ろうとする明治国家の意図に反するものであったことは確かであるが、「運動会」は、小学校と家庭／町内のつながり

を上からの強制ではなく、より「自然な」形で形成するのに一定の役割を果たしたともいえるのではなかろうか。

最後に町内での「裏長屋」の居住者と奉公人の位置について触れておく。「裏長屋」について数量的に把握できないため、居住者間の関係を問題とする。例えば、ある町の「裏長屋」の場合、その居住者に対しては日切り銭の負担がなされなかったり、町の集まりに呼ばれないなど正式な町の構成員として認知されていなかったが、山笠への参加は認められていた。これに対して別の町では、「裏長屋」の居住者はそれ以外の居住者となんら区別なく待遇され、「裏長屋」の居住者が町を離れた現在でも山笠を通じてつきあいが続いているという。このように町内の付き合いは町ごとの状況や居住者の属性によって相違がみられるが、山笠の場で日常的関係が部分的に解消される点は共通している。

このほか奉公人に関しても、山笠への参加が認められている場合が多く、積極的に参加する人間は普段の働きもいいという評価がされている。

（２）　財産区[43]

財産区は藩政期から大正末まで存在した備荒貯蓄組織である。文政13年に相部重右衛門ほか七名が備荒蓄米として米3050俵を町役所に差し出しているように米中心であったが、のちに金銭に代えられた。廃藩後は戸長が、市制施行後は市参事会が管理するようになり、選挙で選出された区会議員(1,2,3級)によって運営された。運営は寄付とその利子によったが、寄付者には当時の博多の有力者層が多くみられ(第4-2表)、1905(明治38)年には貯蓄金が4万円に達している。当初は飢饉や災害時以外には利用が禁止されていたが、1906(明治39)年に遠藤甚蔵(質商・下竪町)によって規則が改正され、窮民救済にも利用が可能となった[44]。この後、米価高騰によって日常生活の困窮化が生じた際に財産区は積極的に救済にのりだしている。第２章でみたように特に1912(明治45)年[45]や1917年の米価高騰と「米騒動」の際には、この資金を利用して外米が安売りされるなど福岡市の秩序安定に大きな役割を果たした。

しかしながらその後、四代太田清蔵が1920(大正9)年7月に設立した太田家報徳会ないし公益質屋、労働紹介所や公設市場(天神・因幡町)など市の社会事業の進展によって、財産区は次第にその利用価値を喪失し、櫛田神社内に櫛田会館を建設したほか残金を小学校に寄付するなどして、1926(大正15)年に解散している。財産区の解

第4－2表　財産区寄付者の事例(1903～1905年)

町　名	人　物	寄付金額	備考(主な役職)
《福神流》			
上魚町	F.W.(古物)	10(510)	
古小路	M.E.(金物)	50(2400)	商工会議所議員
同	M.R.	15	
《恵比須流》			
官内町	H.Z.(醤油)	50(1900)	市会議員
同	Y.G.(乾物)	30(1100)	商工会議所議員
《大黒流》			
掛町	A.K.(煙草)	40(710)	
同	I.K.(紙)	15(540)	
中対馬小路	I.S.(請負)	50(2100)	
同	F.S.(砂糖)	15(1300)	
下対馬小路	W.I.(古物)	35(2100)	貴族院議員互選資格者
麹屋町	K.H.(文具)	70(500)	市会議員
同	N.K.(呉服)	40(4500)	商工会議所議員
下新川端町	Y.I.(紙)	15(1100)	
同	F.K.(呉服)	20(1700)	
《東町流》			
下東町	S.K.(穀物)	40(520)	商工会議所議員
上浜口町	Y.G.(煙草)	50(1100)	
《呉服町流》			
上市小路	I.U.(綿)	50(640)	
同	I.T.(煙草)	50(420)	市議会議長(M43)
同	S.Z.(陶器)	20(950)	
中市小路	K.T.(魚問屋)	20(950)	
同	K.I.	20(300)	
萱堂町	A.T.(料理屋)	15(4400)	
《西町流》			
上西町	W.T.(紋業)	35(2900)	商工会議所議員
同	W.R.(紙)	15(970)	
蔵本町	O.K.(醤油)	30(1700)	市議会議長(S4)
古溝町	N.I.(魚仲買)	20(600)	
《土居町流》			
上新川端町	M.J.(質商)	50(880)	
浜小路	M.Z.(荒物)	15(300)	
《岡流》			
瓦町	S.T.(酒造)	30(460)	貴族院議員互選資格者
《浜流》			
大浜2丁目	Y.Y.(織業)	30(670)	市参事会議員

注：括弧内は『福岡県一国富豪一覧表』(1899)の金額。役職の数字は着年。
資料：『博多財産区備荒貯蓄米金寄付人名録』『博多商工会議所五十年史』(1940)『選挙権者名簿』(明治36年11月)(渡辺文書：福岡市立図書館所蔵)『貴族院多額納税者議員互選資格者見込表』(1926)。

散は1906年の規則改正によって居住者の「共同利害」を目的としていた特徴が希薄化したこと、また本来的に「備荒貯蓄」や救済という消極的な次元に留まるため、生産活動への援助など時代の新たな要請に応えられる組織ではなかったことなど、二重の意味で制度の物質的基盤からの遊離がその原因になったと考えられる。

なお明治以後の新たな埋立によって誕生した築港地区などは、救済範囲には含まれていたが、財産の所有権を認められていなかった。財産区の構成では古くからの町と新しい町の区別が制度上残っていたわけで、従来の制度と都市空間の拡大による新たな範域の間に相違が生じている。但し1925(大正14)年の櫛田神社遷座神幸に際して、新たに氏子となった築港流は従来の道順では神輿が流内を通過しないことを遺憾として道順の延長を氏子総代に要請して認められた。このことは築港地区が氏子組織では「博多」として認知されていることを表わしており、組織とその構成規則によって認知の度合に相違が認められる[46]。

（３）　同業集団の活動

1923(大正12)年に福岡市には81の同業組合があった。価格統一を実施するなど商業活動の中心となっていた明治期からの中小商人の諸組合に加えて、職人や路面電車開通により打撃を受けた車夫を集合した太田太兵衛(中石堂町・市会議員)を取締とする人力車組合など従来まで組織化されておらず低賃金で不安定な位置にあった人々の組合も結成された。こうした組織化は「統制」という意味も強いが、一定の賃金の確立には有効であった。

ここで特に問題としたいのは常に集合する「場」を持っていた集団とそれ以外とでは集団の結合の強さに違いがあることである。例えば、魚市場や木材市場[47]などは市が開催されない日でも、関係者が終日集まって談笑したり情報交換をする場所となっており、この二集団は特に親方集団間でも雇用者間も結束が強かったと考えられる。同時にこの二つの集団は相互の対立関係も強かった。これに対して例えば、人形師などの職人は数人の弟子とともに終日、仕事場つまり自宅に籠って仕事をしていたわけで師匠と弟子というタテの関係が強く、また生産面での女性の役割も大きかったいえる。

（４）　消費の側面

まず衛生問題に直結する飲料水についてみてみる。福岡市では18

90、1902、07、22年にコレラの流行もあり、上水道の設置が明治以降の大正期市政の最重要課題として位置付けられたが、政友派と非政友派の対立抗争の道具とされたため完全通水したのは1923年(大正12)3月であった。この過程で1916(大正5)年4月には非政友系の吉安源太郎(東中洲・中島町)[48]ら20名の実行委員が市制刷新会を結成し、市政の停滞に対する市民の不満を吸収して積極的な市政刷新運動を展開し同年6月の騒擾事件にまで発展することになった。

上水道設置以前は自宅ないし共同の井戸水が利用されていたが、博多部は水が悪く1911年(明治44)の調査では井戸水の78%が不適であり、とくに博多浜部はコレラの被害を多く受けていた。このため水問題への対策として上水道通水以前は「松原水」と呼ばれる市設井の水が販売された[49]。市から鑑札を受けた業者(明治43年に28名)が市内の3～4町の区域を得意先として受け持ち、また井戸からの距離によって代金が異なるため、鑑札の値段もそれに応じて違っており、明治末で高価な鑑札は100円程であった。また中洲など飲食店が多い地区の鑑札は特に値段が高くなっている。水の代金は1920年(大正9)頃で1石50銭で、1916,7年(大正5,6)から水売りは50名程に増加し、需要戸数も約6000戸に達している。自ら井戸まで汲みに行く人は無料であり商家などでは水を汲みに行くのが日課であったという。なお1920年には井戸水の値段の高騰と供給不足から博多浜部30数ケ町の町総代を中心とした「共同給水組合」が結成され、簡易水道方式による給水が始められている[50]。また「喜長屋」の居住者の場合、数軒で一つの井戸を共有しており、水道設置後も共通栓を利用している場合が多い。但し利用を促進するため共通栓の基準が緩和されたことからも推測されるように、上水道は全ての人々に一度に広まったわけではないが、水利用をめぐって存在した階層差をなくし平準化を促進することになったと考えられる。

次に日常生活品の購入をみると、野菜、鮮魚などは周辺の農村、漁村(例えば志賀島)や小商人による直売に依存しており、特に早朝に売りに来る箱崎の「おきゅうと」は名物になっている。

また明治後期の野菜供給についてみると、西門橋の東側に新旧二つの市場がありそこから福岡・博多へ供給されていた。このうち旧市場には箱崎、馬出、豊富、金平の農家が、また新市場には堅粕、吉塚、松園、比恵、西門、辻堂の農家が野菜を供給しており、とくに蔬菜地帯[51]であった千代や箱崎では値段の高い高等野菜が生産されていた。触売のうち荷車を利用する者が約7,80名、荷笊を担ぐ者が150名程度いたといわれ、この行商人たちは同業組合の規約があったわけではないが、同じ町内をまわっていたとしても各々の得意先がだいたい決まっており、料理屋や役人・会社員に対しては代金を通帳によって月払いにしていた場合もあったという[52]。

また衣料品については普段の買物のほかに毎年11月末におこなわれた「誓文晴(払)」という大売り出し[53]の時に購入することが多かったという。明治中期に始められたといわれる誓文晴(払)は、引取期限の過ぎた品物を安く売りに出すこともあって、博多部のみならず福岡部や周辺地区から多くの人々が集まり、祭のような雰囲気であったというが、どの店舗を利用するかには階層によって相違があった。また家具なども直接購入するのではなく近隣に住む大工に注文することもあったという。

このように生活用品の購入方法には一定の階層差が存在していた。つまり商家や一定レベル以上の俸給者は、注文制や御用聞きによる掛売・掛買という慣習に依存していたのに対して、それ以外の人々は主に行商人との現金での取引によって生活物資を獲得しており、異なった日常的ネットワークを取り結ぶことによって生活がおこなわれていたことがわかる。

最後に主に男性によって利用された飲食施設について触れておく。代表的な場所としては、カフェー、西洋料理屋、料理屋などが挙げられる[54]。初期のカフェーは新しい文化のひとつの象徴として大正末から東中洲周辺に急増し、「インテリ層」を中心に利用された。後にその性格は変化するが、一時期は料理屋などに対して大きな打撃を与えた。また高級料理屋は、当時特に羽振りが良かった材木問屋や魚問屋の旦那衆によって競って利用されており、仕事場での結びつきがそのまま反映されている。こうした高級料理屋や初期のカフェーは、単なる好みの問題ではなくステイタスを示す場として考えられていた。それぞれの場所は利用者の属する社会階層を表わし、他から区別して自らを呈示し、逆に他から区別される「差異化」の場を構成しており、公設市場の設置による日用品の購入などにみられる動きとは異なっている。

個人は様々な場の慣習に条件づけられている。町は日常生活の基本単位として位置づけられ、居住者も親密な関係を形成していたが、階層間で結びつきに差異もみられる。日常での対立を、表面的に解消して町の一体感を生みだすのが祭の場となる。同業集団は特に男性にとって重要な集団であったが、その結合の仕方は、同業集団の構成員が一定の範域に集住している場合と同業集団の結節となる「場」が存在する場合、空間的な基盤が脆弱で結合が強固でない場合の三つに大別できる。特に博多部は地区分化よりもむしろ集団間の社会的距離として差異が生じている。これは町と同業集団の活動のほか消費活動でも顕著に表われているが、消費活動はそれ自体で上述した分化の特徴とは異なる差異を導入する。つまり従来の注文など対面的な関係に基づいていた商売が、次第に希薄化し一面での同質化と階層化へと進展する点であるが、こうした現象が顕著にな

るのは1960年代以降といえよう。
博多の日常での共同性は、こうした諸関係の結合の度合いによって多様であったが、この諸関係は祭というもうひとつの場で、別の原理に従って再編成され同時に再認されることになる。

第3節　祭礼をめぐる諸関係

博多祇園山笠は現在、7月1～15日まで約2週間にわたっておこなわれる九州を代表する祭である。正月の顔合せから始まり、6月1日の当番町全体の総会、注連縄による結界の設定、それぞれの小屋入りが行なわれて、7月1日の当番町のお汐井取りから流れ舁、朝山、追山ならし、そしてクライマックスである15日未明の追山まで博多の町はまさに山笠一色に染るといってよい。この間当番町を中心にして何度も寄合いがもたれ徹底的な議論がなされる。追山は、六本の「山」を櫛田神社から現在の須崎町まで約5km舁いてその時間を競うという激しいもので、死者も出たほどである。そして追山当日には周辺からも多くの人々が山舁と見物のために博多部に集まった。なお山笠に福岡部は無関係であり、1935(昭和10)年に博覧会に協力するため網場町の山笠が市役所に舁き入れられるまで[55]は、福岡部に山笠が入ったことはなかった。
山笠の運営は「流」によって行われるが、この流とは十数ケ町の集合体であり、恵比須(石堂)、東町、呉服町、西町、土居町、大黒(洲崎)[56]、福神(魚)の七つの流(第4-2図)があった。それぞれが「山」を建設するが、毎年交替で六本の山が建設され、残りの流は追山終了後に奉納される能の当番になることが決められていた。これらの町以外に岡、櫛田(厨子・十四町)、浜、築港の各流[57]といくつかの町があるが、この町は山笠には無関係とされ、これは春の祭礼である「松ばやし」[58]でも同様であった。よって博多に居住し、氏子でありながら自分の「山」を持てず他の流に加勢するしかない町が存在することになる。
流の中ではひとつの町が一年ずつ交替で当番町となってその年の行事一切を取り仕切り、費用などは数年前から準備をおこなう。特に数十年に一度めぐって来る一番山笠の当番は博多全体の活動の中心になるので、とりわけ名誉な役割とされていた。
なお明治から大正にかけて「山」の形態が大きく変化している。電燈の普及に伴い電線との関係で山笠の高さは次第に低くなったため、町で寄付金を募り電柱を高くするなどの努力がなされたが、19

10(明治43)年に飾り山と高さの低い舁き山の分離という形態に変化している。

以下では山笠組織を町内関係(世帯間)、流内関係(町間)、博多内関係(流間)、加勢関係の四つの次元の相互関係に区分し、各々の関係間の体系として論じる[59]。

(a) 町内関係(世帯間関係)

町内組織は基本的には「年齢階梯制」によって、次の四つの「組」から構成されていた。

・子供組(小学校入学から15歳程度)
・若者組(15～25歳ぐらいの独身者)
・中年組(25歳以上の妻帯者)
・年寄組(50歳以上)

若者組と中年組に加入する場合には普通、酒一升をおさめていた。このうち若者組は買物、料理の煮炊から山の建設などの諸準備をおこない、山舁でも中心的な役割を果たした。これは当時女性が小屋への立入りを厳禁されていたことにもよる。若者組の上下関係は厳しく、加入後1～2年は「七輪たたき」と呼ばれる炊事をやらされ、直会の座敷に上ることができなかった町もあった。また名誉とされている追山での櫛田入りの台上がりをつとめるのは当番町の若者頭と決められていた。山笠の中核となる若者組への加入時期は、当番町になった場合には早く加入するなど親が子のために様々な条件を考慮したという。この年齢階梯制では、組入りが地元の家の子弟しか認められていない町があることや中年組や年寄組への加入は子供組、若者組を経ないと認められないこと、地元以外の人は特に参加を強制されない町もあったこと(但し、お金は負担)など地元と新しく町に入ってきた人々の間に参加に関して相違があり、「排他的」運営になっている。

組内部の上下関係をみると、原則として加入した年齢が重視され、一日でも早く加入したものがその組で上位を占めた。さらに山笠での働き具合や出場日数などが考慮されて組内部での上下関係が決定されるが、ある役割をめぐって個人間での厳しい競争が生じる場合もあった。こうした「実力主義」によって規則や制度への自己抑制・服従が生じるが、それは博多の人間として認められる自立の過程であり「美学」でもある。山笠では日常生活での地位や血縁関係とは無関係にこの原則によって上下関係が決定され、祭の期間中だけ

日常との地位の逆転が頻繁に生じることになると人々に了解されている。そしてこの原理によって人々は日常と異なった空間と時間を日常生活と同じ場に作りだすことが可能となる。

山笠では町総代以下、取締、総務、赤手拭[60]などいくつかの役職があるが、特に取締は運営の中心として重い責任と大きな権威をもっている。山笠のしきたりを細部まで身に付けるには10年程度必要とされるため、役職は主に年寄が山笠での経験や出場日数などによって選んでおり、「赤手拭であれば結婚相手として相応しい」とも言われていた。なお役職の構成者は町の有力者やその子弟、関連者が多く、上述の年齢階梯制が必ずしも貫徹していたとは考えにくい。

次に山笠の費用面であるが、主に前述した日切り銭を当番となる数年前から貯蓄することによって賄っていた。その金額は各戸まちまちで町の集会によって決定されており日常の上下関係が表われるが、祭での関係への影響は少なかったと考えられる。また不足分は別途に寄付を募ったほか、役員が埋め合せる場合もあった。費用の負担は1937(昭和12)年に市の助成金が出るまではかなりの額に達しており、1920(大正9)年頃には当番町の費用は 5000円ほどといわれていた。また不況の時期ではあるが1928(昭和3)年には次のような新聞記事もみられる。

「……成程町に依っては貸家などを持って居て、その家賃を積み立てて居る町もありますが、大体に於て月切りや日切にして積立て、当番年になると又随分負担せねばなりません。現に岡七町、浜四町、厨子十三町といって山笠当番の廻らぬ町のあったのが、今では岡、浜など随分町の数が殖えて居ます。然るに其町の人達に向って当番を引受けてはどうか、とでも話してごらん、必ず真平だと断ります。是迄加勢には出て居りましたが、揃の法被は作らねばならぬし暇を欠いて、飲会の費用も少々ではないので、それにも出ない事にしようといって居ます……」[61]。

いくら名誉とはいっても金銭面、時間面で莫大な消費が要求される山笠への正式な参加には二の足を踏んでいるのである。

以上の諸規則によって山笠は運営され独自性が保持されると認識されているが、この制度的次元と同時に重要なのが「山に償れるには子供の頃から山に出てからだでこつを覚えなくてはだめだ。」という言葉に表われている身体的次元での習熟と山笠独特の用語の使用である。走りながら舁き手が交替していく技は見事であり、「山は力で舁くのではなく、人数が多ければいいというものでもない」や「狭い道をいかにうまく舁くかが山の技だ」には制度や個人に還

元できない誇りが表現されている。よって制度的・身体的の二面が基準となって、実質的・精神的に排他的活動が可能になっていたといえる。

また居住者は町ごとに柄の異なる法被を着用しているが、町のシンボルとなっているこの法被への愛着は強く、他の人々にもどこの町か一目でわかるためこれを着用することによって自分の町への同一化が一層強固なものになったと考えられる。なお「追山の日になると見たこともない法被を着た人達がやってきたので、山を舁かせないように兄達が苦労していた」ということから自分たちの法被を作っていた加勢町もあったと考えられる。

以上のように様々な神事や活動の中で人々はその実践を調整されながら、山笠行事での自らの位置と役割を確認し、積極・消極的に活動していくことになる。

(b) 流内関係(町間関係)

流内部はその年の当番町を中心にして運営がおこなわれた[62]。費用は当番町がその大部分を負担するが、それ以外の各町もいくらかは持参するしきたりになっていた[63]。特に男性が少なかった町は人手が出せない代りに金銭を出すことが普通であったという。またある時期から必ず戸主が出るとか、参加できない場合は人を雇って出させるといった制約を課す町や流もあった。山笠に特に熱心な町もあれば、費用や人手などの理由から必ずしも積極的でない町もあり、当番町の引き受けを渋る場合もあったという。1910(明治43)年に山笠の廃止問題が議論になった際に、渡辺綱三郎はこうした流内関係を次のように述べている。

「……悪習慣といって他でもないのですが、例えば山舁きに出なければ金銭を出させるとか代理ではいけない主人が出なければならぬと云ふ事を云って何と言えば流の団体勢力を濫用して色んな圧制をやるのです。当番町がいやがるのは何町の時でも同じですが其筈ですよ。金を掛け、暇を掛け努力を費やして建てた山は自分勝手にする訳に行かずさらばと云って同じ流の各町が尻軽くでも出て来て舁いてくれる事かと云ふのに昼寝どもして居て三度も頼みの使が当番町が来なければ立ち上がらぬ。而してちょっと頼み様の言葉が悪くても何とか彼とか因縁をつけて駄々をこねる……」[64]。

このように流内部は必ずしも親和的であったとはいえない。だがそれぞれ独自の運営方法やしきたりが守られており、「ほかの流の

ことは知らない。」と言われるように流の独自性が強く意識されている。

しかしながらその意識が流内部で完結していたわけではない。例えば、当番町が建設した「山」が他の流の「山」に比べて見劣りがしたため当番町に作り直させたことや必ずしも当番町に積極的に協力したわけではないこと、山を舁くのを中止して据山の建設だけにするという博多全体の決定に当番町が同意したにもかかわらず、大黒流の甲子会(町総代会)が山舁を博多全体に主張しておこなったこと[65]などから、流内関係は常に融和的であるわけではなく相互監視的性質が強く、また他の流との協力、対立・競争関係によって規定される面も強かった。

但し福神流をめぐって発生した紛争で、他の流との関係が修復されたのちも、流内の古小路と中小路だけが流の決定を承服せず和解しなかったことや大黒流全体の決定に同意しなかったため流から除名された上鰯町、また山舁実施の是非と山の飾付をめぐって生じた当番町と西流全体との対立[66]などの事例からも推察されるように、「町」は流内である自律性を有していたという側面も見過ごせない。

そしてこうした紛争によって自分の流で「山」が建設できなくなると、別の流に加勢として参加しており、自分の「山」に対する執着を持ちながらも山笠に対する態度には一種の柔軟性があるといえる。

最後に祭の運営に深く関係する氏子総代の選出について触れておく[67]。氏子総代は各流から二、三名選出されており、選挙は各町ごとに候補者を推薦して流内で投票がおこなわれた。但し選挙がおこなわれない場合は、承認の形式をとることが多かった。選出者をみると(第4-3表)、町の有力者が大部分を占めていることがわかる。名誉職的色彩も強いが、役員と同様にこうした役職に付くことは権威の獲得・呈示に繋がっていると考えられる。

(c) 博多内関係(流間関係)

流間関係を検討する場合に、「山」を建設できる七流の間の関係と、流と流に加勢する残りの諸町の関係に区別することが必要である。

まず前者の場合に、運営面で行政への対応などでは相互協力的であるが、競争相手であることから対立関係にあり、喧嘩のため祭が中断してしまうこともあった。また競争の最も激しい時期には、15日夜の「追山」で土居通に山笠が集合した際に「八ツ文字縄(山笠

第4－3表　選挙された氏子総代の例（大正11年2月5日）

流と町名／氏子総代名	職業	営業税	備考
《恵比須流》			
E.Z.（下堅町）	質屋	3万	財産区会議員
O.K.（中石堂町）	漆器	79	
S.Z.（中間町）	小間物	192（30万）	財産区会議員
《呉服町流》			
U.S.（下呉服町）	砂糖	5万	財産区会議員
H.S.（下小山町）	新古洋服	236（7万）	
《土居町流》			
F.H.（上土居町）	鋳造	1153（3万）	市会議員
N.K.（片土居町）	博多織	24（7万）	
《大黒流》			
Y.J.（下対馬小路）	金物商		市会議員 大正14年1月3日死亡
→T.S.（上鰯町）	唐問屋		市会議員・町総代
W.I.（中対馬小路）	質屋	160（25万）	
F.K.（下新川端町）	糸・針	207（20万）	
《福神流》			
N.J.（上店屋町）	粉類	59（2万）	
N.T.（古小路）	硝子器	76（3万）	市会議員
《東町流》			
N.K.（上東町）	材木商		
S.S.（下東町）	醤油	213（5万）	
《西町流》			
O.G.（蔵本町）	米穀鶏卵問屋		
N.S.（箔屋町）	貸家業		
《岡流》			
Y.Z.（矢倉門）	薬品	42（20万）	
I.U.（上辻堂町）	絞油		大正12年7月25日死亡
→M.Z.（瓦町裏門通）			
《御田流》			
F.K.（今熊町）	人形師		町総代
Y.J.（下桶屋町）	菓子商	26	
《浜流》			
M.S.（大浜2丁目）	毛筆	29（1万）	
S.K.（大浜1丁目）	造築材木商		補選
《築港流》			
Y.J.（石城町2丁目）	木材	176（1万）	町総代 大正13年2月2日退職
→A.K.（千歳町1丁目）	木材商受問屋製材業		21　町総代
S.F.（石城町1丁目）	石炭商		

注：万単位の数字は『福岡県壱萬圓以上実業家資産名鑑』の記載。
資料：『御田神社寄付帳』（1921）『御田神社上下遷座概要』（1927）『福岡市市民録』（1924）『福岡市商工人名録』（1926）。

台の下で四本の脚をしばる数十本の縄)」を切る者がいたため追山開始まで厳しく監視することが常であったという。

こうした競争関係のなかで発生した最大の紛争が1905(明治38)年の福神流の事件である。この事件は追山ならしの「櫛田入り」の際に二番山の福神流(上店屋町当番)が太鼓の音と雷鳴を間違えて時間よりも早く出発したことから、他の流と大喧嘩となり山を壊してしまって翌日の追山も放棄したことに始まる。結局、これが原因となって福神流はこれ以後、山を建設せず、町内に飾り人形などをつくるようになった。1913(大正2)年に福神流は山を建設しない代わりに能当番を引き受けることで他の流と和解したが、古小路町と中小路町だけが能当番の受け取りを拒否し、和解したのは1930(昭和5)年になってからであった。

また経済面からみた場合、流間では大きな相違があり、これが山笠への態度に影響していると考えられる。例えば櫛田神社の拡張のための寄付金額[68]を流ごとに集計すると、大黒流1873円、土居町流1245円、西町流1083円、恵比須流910円、呉服町流856円、東町流756円、福神流 442円であり、大きな差がある。第2節でも明らかにしたように、博多の中心部であった大黒流は町数が多く、豊かな町も多いため、山笠に対しても積極的であった。例えば、福神流の事件の後、1908(明治41)年に福神流の代りに山を建設したり、1910(明治43)年に電線が張られた際に警察との交渉で最も山昇きを強く主張したこと、1920年に不景気と戸数不足のため廿家町(呉服町流)が据山と決め、一度は博多全体が据山となったが、大黒流が積極的に山昇きの実施を呼びかけ四本の山笠が昇かれたこと[69]などが挙げられる。このように流間は常に均衡であるわけでなく、斜向した関係になっている。

後者の場合に、山昇きのために一流内で成人男子が 1000～1500人程度必要とされるほか、呉服町流などでは「すねじろ」ばかりで昇き手がいなかったと言われているように、流内部では昇き手の絶対数が不足するため、流以外の人々に広く加勢が依頼されてきた。参考までに1929(昭和4)年の各流の25歳以上の男性の数[70]を挙げておくと、大黒流1289人、東町流677人、土居町流676人、恵比須流650人、西町流603人、呉服町流485人、福神流 200人であり、大黒流は人数でも恵まれた条件にある。

加勢(第4-4表)は幾つかの形態に区分でき、加勢の仕方も異なっている。このうち博多内の加勢町は、加勢する先がほぼ固定化していたほか、役員を割当てられるなどしていたが、必ずしも祭の運営に深く関係していたわけではなかった。特に「山」を自分の町内へ昇き入れられなかったり、名誉であった「台上がり」が許されない

第4－4表　山笠における加勢の具体例

	博多内	中洲・千代町	その他
大黒流	流内の回漕会社の「こっかな人」	中洲 東水茶屋	鍛冶町、月隈、塩原、宝来 住吉、牛頸、席田、臼井
東町流	大浜2,3,4丁目 普賢堂町　桶屋町 福神流		下臼井　竹下　塩原
西町流	祇園町　今熊町		住吉　臼井　比恵　箱崎　鐘ケ崎
呉服町流	福神流　厨子町 奥堂町　瓦町 赤間町		吉塚　堅粕　箱崎
恵比須流	大浜1丁目　都町 馬場新町　辻堂町 小金町　矢倉門	千代町	新柳町　出来町
土居町流	電話局の工事人夫 今熊町		箱崎

注）詳しい時期は不祥。資料：『博多山笠記録』及び聞き取り。

など幾つかの制約があり、そうしたことが原因となって何度か紛争が発生した[71]。例えば、1892年(明治25)に東町流に加勢していた大浜町が東町流の「山」を自分の町に強引に舁き入れたことから紛争が発生している[72]。この対立の背景には大浜町が東町流を実際に動かしていたのに、「台上がり」などができなかったことがあるといわれている。東町流の山は他の五流が借り受けてこの年の山舁きをおこなったが、翌年は山舁きをおこなうことができなかった。経済面で相対的に豊かであった大浜町は自分の「山」を建設するだけの力が十分にあったと考えられ、この時には七流以外の新しい山の建設を承認するかどうかが論議されたが、「伝統」の慣習に反するということで結局は認められなかった。

このように自分の「山」を建設できない博多の居住者がいたわけだが、この人達は七流の人々に比較して山笠に対して醒めていたように思われる[73]。もちろん個人差があり山笠に熱心な人も多いが、ある加勢町の古老は「山笠についてはよく知らない」と話され、別の町の古老も「一番思い出に残っているのは山笠よりも町内の神社の夏祭だ。」と言われている。また大正時代に幾つかの加勢町では「日頃格下にみられていた欲求不満を晴らすために子供山笠[74]を建てて町内を舁いた」こともあったという。

博多内部に住んでいながらそのアイデンティティを獲得する最も大切な機会である山笠の当番町になれないことは、博多の人間にとってその最も大切な場で疎外を経験することを意味しており、加勢町の人々の山笠に対する態度は、時には熱烈な希求、時には全くの無関心という両義的な性格を強く帯びることになる。

またこの他に博多内部からは奉公人などが加勢人として参加しており、こうした人々へ依存することで「山」は動くことになる。

(d) 博多部とそれ以外の関係

上述した博多内部からの加勢だけでは舁き手が十分でないため、広く周辺の地区から人々が加勢として集められた[75]。こうした博多外からの加勢に関しては、ほぼ加勢町的役割をもっていた千代・中洲地区の場合とそれ以外の農村部などからの加勢と区別する必要がある。

千代町の場合、大正末から恵比須流を中心に加勢していたが、自分たちの町に「山」を舁き入れようとして、紛争になったことがあった。また加勢した当初は不慣れなため山舁きの際に「山」の棒を折ってしまったこともあり、対立が強まった場合もあったという。

これに対して、近郊の農村と漁村が大半を占めた加勢は、当番町

が1～2年前から必要とする人数を親村に依頼し、親村が枝村などからも人を雇うことによって集められており、博多諸町と周辺地区の関係は「互恵的」であるといえる[76]。追山ならしと追山の両日あるいは後者だけに加勢するが、終了後はすぐに帰村していたという。御礼は食事でもてなし、帰る時に酒などを持たせることが一般的で、ほかに山の飾りなども渡した。こうした外部からの加勢に対しては「山」の前ではなく「見送り」側－後押しの役－しか認められていないなど[77]、参加に際して加勢も含めた博多居住者と役割分担を明確化するために制限が設けられていた。但し加勢と町民また加勢同士の喧嘩も茶飯事で山舁きが途中で放棄されてしまったこともあるといい、実際にはこうした規則が厳守されていたかどうかはその時々の状況によると考えられる。また当番町が加勢を依頼する集落との日常的な結びつきでは、血縁関係、商売の関係(例えば野菜や魚の売買)、下肥での農家との関係[78]などが例として挙げられる。日常的な結びつきに依りながらも、両集団の相違が特に際立たせられるのが山笠の場であったといえる。

以上のような様々の加勢の存在から、祭の運営の中心となっていた人々と実際に舁いていた人々との間に相違が生じていた流があることが窺われるが、全く分離していたのではなく、あくまでも依存関係にあったといえる。

第4節　考　察

上述してきた博多地区の居住者の「共同性」に関して、日常生活と祭礼にみられる「共同性」の構成およびその変容について考察する。

(1)　日常生活と祭礼での「共同性」の構成

個人は既存の「共同性」を自明のものとして受容し主体として社会化されつつ、この「共同性」を再生産するが、この過程は常に調和的ではなく葛藤的であり偏位した部分を同時に孕んでいく。

博多の場合に生活基盤として世帯、町と流の地縁集団、同業集団が特に重要な役割を果たしていたと思われる。

町は階層差は存在したが、生活の様々な基盤であり、山笠で紛争が生じた場合でも少なくとも表面上分裂することはなかった。

流も町と同様に生活基盤となる。例えば、山笠での付き合いが商売を円滑にすることや子供同士が遊ぶ時、同じ流の者同士でしか遊ばない場合と同じ流の者とは遊ばない場合があり、前者が同じ流であれば喧嘩になっても解決が付きやすいという理由であり、後者も喧嘩になっても流が異なればあとに残らないという理由であった。また1920年の九鉄の電燈値上げに対する反対運動に際して、市長や市会とは別に住民側として町総代会と各流から選ばれた委員が交渉し、町総代側の意向に沿った値引額で解決されていること[79]や選挙時に流有志が推薦団体になっている場合[80]なども挙げられる。

こうした相互関係のなかで人々は各々の位置と役割を再認するが、「山笠が博多のすべて」ともいわれるように、この相互認識は山笠での諸関係に最も顕著に現出すると考えられる。山笠では自集団と他集団を境界づける様々な差異化が生じているが、それは基本的に階層的な二元性が創りだされること[81]にあり、特に以下の二つの階層的関係が指摘できる。

第一に男性と女性の関係である。女性は祭の期間中は山小屋に入ることが禁止されるが、逆に男性が家を空けるため家業などを取り仕切らねばならなくなる。こうした男性と女性の役割分担の明確化によってはじめて山笠は維持されると同時に、特に男性にとって自集団への帰属意識が獲得されることになる。

第二に地縁的諸関係である。町内部で役員になれるかどうか、台上がりできるかどうか、どこで何番棒を舁くかなどの諸規則によって山笠では町の潜在的なヒエラルヒーがそのつど顕在化され確認されており、これは町間、流間でも同一である。よって山笠は内部においてヒエラルヒーを顕在化させる装置になっているといえる。

但し集団間の関係で重要なことは各集団が、二つの相対的関係－コンテクスト内関係(例、流内関係)とコンテクスト間関係(例、流間関係)－に規定されてのみ、それとして現出する点である。関係内と関係間の規則は異なる次元に属しており、あるコンテクストで対立的関係が生じた場合、その下位の対立的関係は表面的には解消されて、下位集団は単一の集団を形成するが、反対に対立が生じることもある。諸集団の関係は矛盾的／相補的であり、「同一性」が常に保持されることはない。

以上から博多の諸集団は、階梯的な相互作用関係にあると考えられる(第4-6図)。上述のようにこの構造は堅固で閉じたものではなく、関係内と関係間の相互反照的にねじれた関係に規定されている。

次に加勢の諸形態とその意味の相違が問題になる。まず加勢のなかでその立場が両義的であるのは中洲と千代町の両地区である。つまり中洲は大黒流、千代町は恵比須流へ加勢することが多かったこと、流との間で対立が発生したこともあること、戦後独立して新し

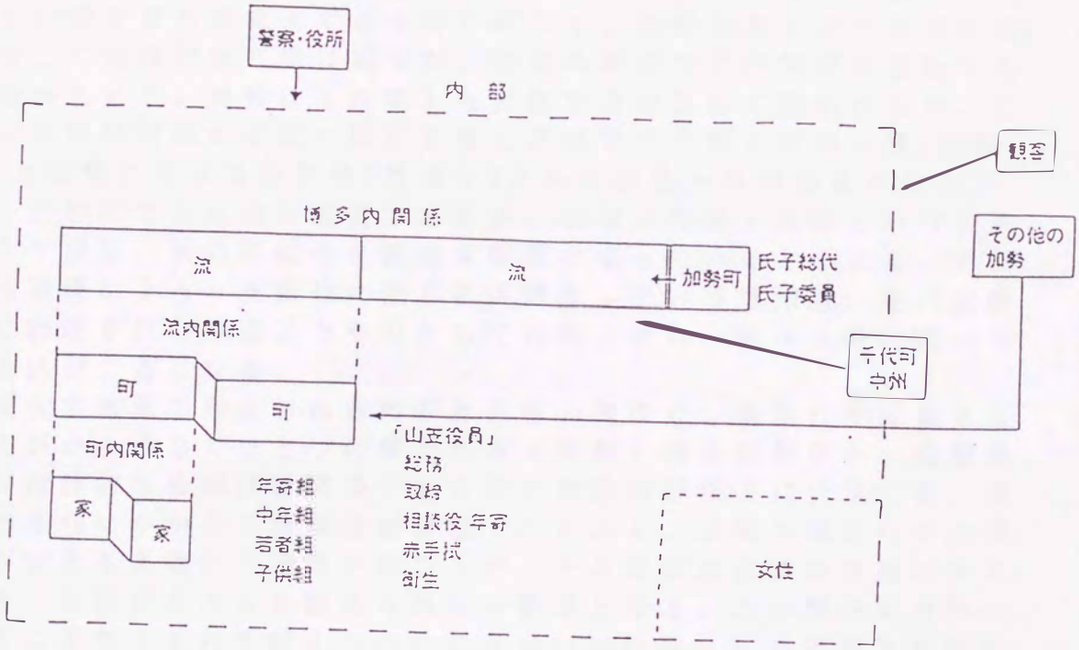

第４－６図　山笠にみられる諸関係

い流を結成していることから、両町は山笠に深く係わっているが、位置的には「博多」の外側になるからである。基本的には七流が「博多」の《内部》として位置づけられ、次に博多の加勢町が〈内部〉を占めることになるが、さらに千代町・中洲も「博多」の「内部」に含まれると考えられ、それぞれの地区で博多の内部という相互認識が自他ともに異なっている。これに対して周辺農村を中心とした加勢は親戚関係を除けば、どちらかと言うと一時的・契約的関係である点で性質が異なる。

加勢は、博多の《内部》の人々にとって祭の運営のための絶対的必要と博多の祭であるという絶対的排除という矛盾[82]を生じさせる両価性を帯びた力として現われると考えられる。《内部》は他集団との間を自ら差異化できるのに対して、加勢はあくまでも《内部》に対して他律的な立場にあるが、現実の局面でこの関係が逆転する場合が生じる。加勢は《内部》を否定する力として現われるが、この非対称的関係から逆に抑圧を含んだ形で《内部》の同一性(内部化)と加勢に対する排他性(外部化)という表裏一体の表象が発生する。調和的でない点が重要であるが、山笠は内部と外部という表象を作り出し、別の可能性を閉ざす装置になっているといえる。外部との関係によって反照的に生じる「博多」という意識は、逆に能動的に認識され、自立したものとして自明化され、個々人を内部へと巻き込むことになる。

様々な次元で形成される内部と外部の関係は、現実に不均衡ではあるがかろうじてひとつに保たれる《内部》間の諸関係と、階層的・非対称的な役割分担関係である流と加勢の関係とに大別でき、博多とそれにかかわる諸集団が位置づけられる。後者の場合にその関係を変える衝動から紛争が生じるが、それは制度自体の変換になるため、七流からみると認められない要求となる。この関係は内部へと閉じる力とそれを開く力のせめぎ合いの結果として形成され変化する[83]が、ある内部を解体する力は、同時にその内部を編成しなおし、複数の内部を統合して別の内部を形成する点で二重に両義的である。

また祭礼では「観る－観られる」という関係よりも、日常生活では潜在的になっている身体的次元での共感・排除が重要な要素になり、それは空間的な共在を前提条件としている。日常生活では薄れている合一の感覚が身体的なふるまいを通して回復されるが故に、山笠は人々にとって一層、深い意味を持つと考えられるが、同時にこの同一性の場は様々な差異を再生産する場でもある。個々人のレベルでは人々は祭礼の盛り上がりを体験し、各々の役割を担うことによってある満足感を獲得するが、その結果として上で指摘してきた諸集団の不均衡な社会的関係を再生産することになる。不均衡な

関係であるとわかっていながらも、ある「共同性」に属しているという身体的次元に基づく感覚が人々を自ら進んでこの関係へと参加するように誘うのである。

（２）　「共同性」の変容

以上の諸関係によって条件づけられていた博多の諸集団は都市空間の「近代化」に伴って、どのような変容を蒙り、またそれにどのように対応したのであろうか。

時期的には、旧福岡城肥前掘の埋立地で八県連合共進会が開催され、また電車通に路面電車が敷設されたことを契機として山笠の形態が変化した1910(明治43)年頃がひとつの転換点であったと考えられる。

山笠の存続をめぐって、『福岡日々新聞』[84]に市長や市会議長ら名望家の否定的な見解が掲載されたことも、人々に大きなインパクトをもったことが想像される。例えば、松ばやしと山笠の歴史を記した『追懐松山遺事』を書き、博多最後の年行事であった山崎藤四郎は、山笠の高さが低くなり以前の壮麗さが失われ他の地区の山笠に見劣りすることから、山笠の廃止を訴え、さらに次のように語っている。

「…成程あの通り表面丈けで見ると如何にも満場一致の建設論の様ですが、併し一人一人に就いて試みに賛否の意見を問ひますと先づ十中一、二、多くて三位の建設論で他は皆非建設論です。」[85]。

こうした見解－「真実」であるか否かは別として－が新聞という「メディア」の場で公表され、広く読まれることは、山笠の集会が従来までは限られた人々によってface-to-faceな関係で行なわれていた状況を大きく変えてしまうことになったといえるのではなかろうか[86]。例えば、山崎の意見は「…宮総代の主力たるべき宮総代委員中の委員長たる山崎藤四郎氏は公々然非建設意見を新聞紙に発表したるより当番町委員の意気俄に挫折し…」といった結果を生み出しており、山笠を成立させてきた個別での話合いを一挙に無化してしまう「メディア」の影響力の大きさが表われている。この「メディア共同体」とでも呼ぶべき社会的つながりの力が増大することは、一方で情報の均質化をもたらすという側面をもちながらも同時に情報の一部への集中という相反する動きも生み出すことになり、人々にとってメディアを巧く利用することが問題となってくる。

また博多の代表的な商人のひとりであった渡辺与八郎は電線が邪

廃であるならば西公園で山舁をおこなえばよいといっているが、これは山笠を博多の「場所性」と切り離して考えることを意味しており、「文明」や「時代の進歩」ということから山笠が一部の人々にとって「浪費」、「野蛮」として意識されるようになったこともこれと関連している。

さて一連の出来事は内部と外部の差異－例えば博多の内と外－を無化し、均質性へと還元する「近代性」の出現を視覚に訴える形で象徴するものであると同時に、これを通じて視覚の優位が次第に確立されることになったといえる[87]。反対に、この過程は櫛田神社を中心とした「場所」のヒエラルヒーと反復される行事に基づく一年間の循環性／円環性とによって枠付けられていた博多部の日常生活の時間－空間のリズムが次第に弱体化していく過程でもあった。このような循環的時間がエネルギーを蓄積するのではなく分散するという点で静態的であるのに対して、直線的／累積的時間は動態的であり[88]、博多部においては土居町にあった磯野鉄工所が職工の交代を告げるためにならしていたチャイムがそれを部分的に表現していたが、こうした「規律化された時間」は学校での授業活動や諸行事を通して最も強く意識化されることになる。

さらにいうならば博多部の都市機能が福岡地区に取って代られた理由のひとつには、福岡地区の時間－空間のリズムの相対的な無限定性が挙げられるのではないだろうか。

但しもちろんこうした変容は一点で切れるものではなく、次第に社会の諸階層にズレを持ちながら浸透していくものであることはいうまでもない。明治中頃、福岡市に電燈会社ができない理由として、利益問題以外に電線が山笠の運行の妨げになるので山笠と電燈は両立できないという意見が挙げられるほど人々の生活は山笠を中心にして構築されていた[89]。もちろん時代が経るにしたがってそうした意識が薄れてきたことは確かであり、例えば上述したような山舁き参加を強制するような規則の設定は、人々が自主的には集まらないことを示しているが、若手を中心にして山舁きが熱心に主張され、実際に存続されてきたのであり、また1910(明治43)年の山笠廃止議論の数年後には、「一部の新しいもの好きの言い種だ」と皮肉る人々がいたことから考えると、こうした意識が諸階層全体に一度に浸透していったわけではない。

また1911(明治44)年12月に福博路面電車が御供所小学校の小学生を轢殺した事件が発生しているが、福博電車の対応の稚拙さが大きな議論を呼び、博多の35ケ町の町総代が電車監視員の派遣などを含んだ会社に対する要望書を市に提出するという事態になった。これ以前から「山笠が野蛮なら人や動物をはねる電車のほうがもっと野蛮だ」という声も聞かれており、「近代的なもの」への「不安」と

不満の爆発が、今までとは異なる日常生活の速度／リズムを象徴するものとしての「路面電車」に向けられたのではないだろうか[90]。また電車線路の増設に関して、関係する横町筋の町民から交通の便はよくなるが商売に悪影響を及ぼすこと、拡幅により街区形態が変化してしまうことを理由として反対の陳情書が市会に提出されていること[91]なども、同一の文脈で理解できるように考えられる。それに加えて電車の開通により生活の糧を失いつつあった人力車夫などが外の資本に対して不満を抱いていたこともこうした動きに関連していたと想像される。

ところでこの新たに現出した秩序への包摂過程が端的に表われているのは、1920年代末から消費面に生じる変容である。

公設市場の設置、品揃えの豊富なデパートや「寿通」に代表される照明・装飾などを完備した街区の出現[92]は、既存の商店に商店会組織の結成を促し、不況とも重なって商店間／地区間の競争を激化させることになった。例えば博多の掛町・川端地区の小売業者による店連盟の結成準備会で、座売制を廃して陳列販売をおこなうこと、カフェーや喫茶店を設置すること、景品売出しを共同でおこなうこと、平面的デパートの形成による既設デパートへの対抗、といった意見が出されており[93]、商業機能の天神地区への移動[94]に対抗しようとしていた。またこれと平行して宣伝・広告が商業に果たす役割の重要性が認識されていたことも注目される。広告という情報を介してモノへ接近するという消費行動が一般化してくるのである[95]。

いずれにしてもこれらの新しい空間組織は、同業組合などの前資本制的制度と対立するとともに、行商や注文といった関係では明瞭には生じなかった受動的だが積極的な消費への欲求を利用者に形成することになる。高次商品の階層性の可視化と低次商品の部分的な平準化という二極分化として現れるこの変容は、同質性への内包化を押し進めるが、同質性を前提とした多様な差異はあくまでも相対的なものに過ぎないため、新たな差異化への競争が絶えず反復される。ただ従来の慣習の外での接触が体験されるのはこの同質性においてである。こうした状況に対して、広告塔と店飾、近代ビルとバスといった新しい音と色の洪水が「神経衰弱」をもたらすという一種の「文明批判」も現れるようになる[96]。

一方、人口流入やインフレによる「生活問題」の深刻化は、従来以上に中間層の生活難を惹起し、全体的な諸矛盾を蓄積し従来までの生活諸条件を無力化するため、新しい諸装置の必要性が生じることになった。こうした物的基盤の変化に対して、前述した市政刷新会に代表される中間層を核とした市民の一部からの公共事業への積極的な要求が現出することが注目される。上水道問題は市会での党

派間の争点として、市長の辞任など大正期の市政混乱を招き、行政側の実務能力の不備も相俟って徒に完成が遅れた。第1次大戦の景気上昇により特に1918年(大正7)から財政が膨張しているが、歳入(第4-5表)をみると50%以上を市税に依存しているほか財源に乏しく、財源調査会(1917)や市政調査委員会(1922)[97]の設置も有効な解決を見出すに至らなかった。歳出(第4-7図)をみると、臨時部で水道費と道路、港湾整備[98]などの土木費が1919年以降若干増加している以外は、経常部でも役所費、教育費と衛生費が高く、重工業化の基盤となる都市空間整備に必要な公共投資は進展しなかった。

財産区や寄付、廉売市場といった名望家層を中心にした相互扶助・救恤から専門家を擁した行政による諸制度への転換[99]は、生活困窮者の地域的集中及び従来の町ないし町集合体を単位とした秩序維持の限界の露呈と脆弱化による公的扶助への居住者の期待・要請とともに、資本制社会の再生産を強化する新しい秩序の創出へ向けたシステムの作動を意味すると考えられる。公的施設への依存によって生活水準の向上、安定と新しい諸活動が可能になるが、他方で、美観・衛生等を理由とした博多川露店の強制的な取り壊し[100]に典型的な都市空間の管理強化という側面が前面に押し出されてくる。また生活困窮者に焦点を当てた授産事業や保育園などの恒常的な諸制度は、その数量的把握を可能にし、外観は不統一であるにもかかわらず、「生活改善」という意味づけによって教育的・道徳的要素が強調され、個人に対して新たな社会規範を意識化させることで、労働力再生産の強化や、女性の労働力としての利用を一層推進する。

ここで生活過程を通じての一部住民の権利意識の自覚化と行政の介入という二重の動きが契機となって、「公共性」という普遍的なコードが析出されると考えられる。個人は従来の規範に加えて、問題を対象化するコードである公共性を内面化することで二重に主体となる。そして公共性を中心的に担う「代表」の機能が肯定的に評価され、議会や行政の正当性が強化される。ある問題は地域的文脈から分離しえないが、公共性は全ての地域を共通のコードによって対象化し、問題となる対象の範疇を拡張することで、この文脈を消して排除さえ同質化してしまう。公共事業の展開は空間的差異を形成し、居住者間に不平等性を発生させ競争原理を卓越させる。公共性は平等を表面上は志向するが、集団間の不均衡を正当化すると同時に個々人に自発的にそれが当然であるかのように納得させる機能を果たすことになる。ただ個人／集団は生活上で他律的関係への依存を深めるが、他集団と多様な技術に接触せざるをえないため、資本制への包摂と「大衆化」から生じる負の側面を併せもちながらも、場合によっては個人の「一般的活動」の前提条件となる。

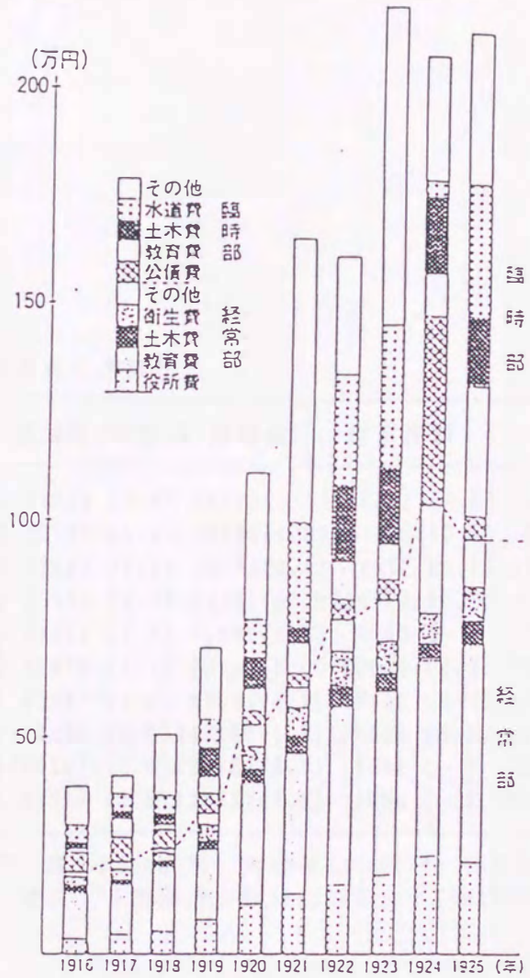

第４－７図　福岡市の歳出（決算額）

資料：「福岡市市政施行50年史」1938，166～178より作成。

注：その他に大正13年より社会事業費が含まれる。衛生費は伝染病予防費，市営病院費，汚物掃除など。

第4－5表　福岡市の歳入決算額とその構成比

	合　計	市税	使用料/手数料	補助金	財産売却	その他
大正5年	405427	308779(76.2)	25795 (6.4)	22335(5.5)	16353 (4.0)	32165 (8.0)
6年	537547	327937(61.0)	27153 (5.1)	25564(4.8)	67276(12.5)	89617(16.7)
7年	637561	390210(61.2)	32037 (5.0)	40631(6.4)	4552 (0.1)	170131(26.7)
8年	1019627	545655(53.5)	36966 (3.6)	55911(5.5)	134522(13.2)	246573(24.2)
9年	1512053	885352(58.5)	73731 (4.9)	71990(4.8)	1738 (－)	479242(31.6)
10年	1935505	944073(48.8)	79676 (4.1)	96135(5.0)	88014 (4.5)	727607(37.6)
11年	2247663	1354988(60.2)	99037 (4.4)	97623(4.3)	19195 (0.1)	579197(25.8)
12年	2591925	1325240(51.1)	116153 (4.5)	145380(5.6)	168930 (6.5)	836222(32.3)
13年	2754552	1445330(52.5)	340387(12.4)	228182(8.3)	5582 (－)	735071(26.7)
14年	2666087	1450339(54.4)	101934 (3.8)	135532(5.1)	2058 (－)	976224(36.6)

注：円以下切捨て。大正5年6000円、同9年50000円、同10年269000円、14年138000円の市債金がその他に含まれている。資料：『福岡市市政施行50年史』(1938)143-149頁より集計。

こうした動きは山笠をめぐる行政と民衆の関係の変化においても顕著にみられる。山笠が明治に入り県の命令によって中止させられていること、さらに1898(明治31)年に県知事や市議会から、裸で練り歩くことが野蛮であること、水や酒を飲むことが非衛生であること、電線を切るので危険であることを理由として山笠の中止命令が出されたのに対して人々が櫛田神社に集り抗議したこと[101]をはじめとして、山笠を支える集団と行政は対立する側面が強かった[102]。衛生や交通問題などに加えて強い帰属性と排他性を有する酒を飲んだ半裸の集団のエネルギーに対する行政側の緊張が表われている一方、道路の使用許可の厳格化などは生活の構成要素であった街路が交通機能の優位へと転換したことを居住者に象徴的に示す機会になっている。とくに1916(大正)5年からその厳しさが増しており、福岡警察署は当番町総代取締18名を集めて次のような訓示をおこなった[103]。

「(一)山笠舁廻りの順路時間等は従来の慣習に依り規律を厳にし他の山笠との衝突等を予防し充分取締を為す事、(二)慣習なき流れ以外の街路に舁き入るる如き事を為さざる事、(三)山笠舁廻りに際し人家其他建造物に衝き当て損害を生ぜざる様取締る事(若し過って損害を生じたる時は直に之が修繕覆修を為す等相当の措置をなすべき事、(四)喧嘩口論をなさざる事、(五)平素の不和遺恨等ある為め故らに山笠に託して私憤を洩すが如きは最も愚劣なるを以て厳重に部下を戒め取締を為すべき事、(六)山笠の行動を指揮監督の任に当るものは必ず責任ある者を以て之に任じ濫りに他人に依頼し若くは流れ以外の者を傭入る等の事なきを要す、(七)山笠の舁廻り終了し建設地に据置く迄は役員は取締りを継続し部下の解散後にあらざれば帰宅せざる事、(八)山笠据置場所は交通を杜絶せざる様街路の片側に置き其反対の側面を諸往来に供する様なすべき事、(九)据置中の山笠の棒端は夜間提灯其の他標識を附する事、(十)山笠舁きに従事する者は凡て相当の服装を為し裸体は絶対に許さざる事、(十一)流れ以外の人にして山笠を舁かんとする時は其人物を精選し暴行又は酒癖ある者は之を謝絶する事」。

監督責任や道路使用規則の明示化や身体に関する指摘など細部に及ぶ行政・警察の指導には、日常では潜在的な住民の社会的世界と行政のマクロな空間組織の管理との緊張関係[104]が顕在化していたといえよう。

しかしながらこの緊張関係は山笠が単に否定される方向から、表面的には行政と住民との互恵的な関係へと変化する。例えば、1935(昭和10)年に翌年の博覧会のために山を市役所へ舁き入れたことや

1937(昭和12)年に竹若啓次郎他七名の博多部選出議員の提案で市と商工会議所による山笠への助成が始められたこと[105]はこうした変化を表わす出来事であった。この助成の背景には町の経済力の低下があるが、1931(昭和6)年には経済的負担の軽減を意識して舁山と飾山の当番町を区別したらどうかという議論が生じている。このなかで「博多の町家は今では銀行会社の建物櫛比し文化の進むと共に生粋の博多ッ児は他に転じ、山舁き連を他より雇ふに郡部からの加勢共其他経費の点から見ても舁山を行ふに少なくとも三千円多きは五千円位を要する……」[106]と指摘されているように、博多部の都市化の進展が定住人口の減少を招いていた。職住の近接を前提として成立していた町の関係が崩れはじめていたのである。またこうした補助金が認められたことは、町の経済力の低下と同時に、有用性・合理性を重視する「近代性」とは相容れない活動であった山笠が「観光行事」の一端として正の意味を付与されたともいえるのではなかろうか[107]。

居住者はこうした助成を「伝統」を存続するための行政等の当然の義務として考え、自らの正統性を保持しつつ利用しているが、自らの祭りにとどまらなくなる点である種の拘束も受入れざるを得なくなる。ここにおいて行政側にとっても、山笠はもはや「秩序」を破壊するものではなく、まさにそれを維持するものとして「歴史的」にその意味を創出されることになる。

以上のように様々な局面で従来の諸関係の脆弱化と生活の「全体化」という経験に直面することで、過去の「共同性」への想像的な自己同定が一層強調され、「喪失されたもの」の回復という意識が生じることになる。山笠において「博多」という「自律的」な文化的アイデンティティが強調されるのは、まさにこの喪失感に対する代償の働きといってよかろう。

おわりに

第2次大戦後、博多部は大きく変貌した。空襲によって中心地区が廃虚となったが、その復興で山笠が果たした象徴的な意味は大きかった。そして七流以外の新しい流の創設が認められ、博多部以外にも「山」が建設されるなど、山笠が広く市民の祭という方向で位置付けられることになった。さらに昭和30年代後半からの町名町界変更によって流の再編成など運営基盤で変化が生じたほか、周辺地域の都市化の進展や都心化の進行による人口減少、商業中心の天神

地区への移動に伴う博多部の相対的な地位低下など都市空間の変容によって日常生活も激変した[108]。日常生活での地縁的関係が希薄になった現在では、山笠は以前の町の居住者が一年に一度集って消息を訪ね合う機会に転換している。生活集団の多元化と帰属意識の多様化・希薄化、加勢人の正式な参加、「博多」というイメージの外部による利用などが、博多の人々にもった意味に関しては今後の課題としたい。

《　注　》

1)「共同体」は具体的実在を、「共同性」は一般的形式、「理念型」を意味する。場所と共同体の混同という問題に注意を払ったつもりだが、「場所」概念の理論化については留保したい。Agnew,J., 'The devaluation of place in social science,' (J.Agnew and J.S.Duncan, eds.,The power of place,Unwin Hyman,1989), pp.9-29.

2)Ley,D., 'The personality of geographical fact,' Prof.Geogr. 29,1977,pp.8-13.

3)例えば、鶴見和子・市井三郎編『思想の冒険』,筑摩書房,1974, 428頁。

4)例えば、ナンシー(西谷修訳)『無為の共同体』,朝日出版社,1984, 183頁。

5)アルチュセール(西川長夫訳)『国家とイデオロギー』,福村出版, 1975,15-94頁。

6)Ley,D.,Geography without man:A humanistic critique, Research Papers,School of Geography,OXFORD,No.24,1980,24p.
但しLeyのマルクス主義批判には同意できない点も多い。例えば、ハーヴェイのパリ研究では行為主体や文化・政治の問題が空間編成と関連づけて説得的に論じられており、少なくともこれ以後のハーヴェイの研究にはレイの批判はあてはまらないように考えられる。Harvey,D.,Consciousness and the Urban Experience,Johns Hopkins U.P.,1985,293p.

7)奥田道大・広田康生編訳『都市の理論のために』,多賀出版,1983, 313頁。

8)Gregory,D., 'People,places and practice:the future of human geography,' (King,R.ed.Geographical Futures,The Geographical Association,1985),pp.56- 76.

9)上野千鶴子「祭りと共同体」,(井上俊編『地域文化の社会学』, 世界思想社,1984),45-78頁。

10)松平誠『祭の文化』,有斐閣,1983,309頁、有末賢「都市祭礼の重層的構造」,社会学評論33,1983,37-62頁など。

11)和崎春日「都市の祭礼の社会人類学」,民族学研究41-1,1976,1-29頁、森田三郎「長崎くんち考－都市祭礼の社会的機能について－」,季刊人類学11-1,1980,77-115頁。

12)柳川啓一『祭と儀礼の宗教学』,筑摩書房,1987,79-143頁など。

13)中村孚美氏の詳細な研究がある。「博多祇園山笠－そのダイナミックスとアーバニズム－」(『社会人類学の諸問題』,第一書房,

1986),161-185頁、「シンポジウム都市の祭り－都市人類学的考察－」,季刊人類学18-3,1987,3-59頁。

14)阿部和俊「経済的中枢管理機能による日本主要都市の管理領域の変遷－広域中心都市の成立を含めて－」,地理評48-2,1975,108-127頁。

15)福岡市において共進会・博覧会がもった意味に関しては鳥巣京一「近代都市福岡の形成と博覧会・共進会」,Museum Kyushu 25,1987,9-15頁、同「博覧会・共進会からみた近代都市福岡の形成」,福岡県地域史研究11,1993,25-61頁、島岡成治「都市の近代化と〈住まう〉こと－明治時代に於ける福岡の2つの共進会－」,日本文理大学紀要19-1,1991,pp.16-26頁などを参照。

また1916(大正5)年陸軍特別大演習を契機として県や市に対して設備拡充が要求されたが、同時に従来まで「無視」されてきた人々を「監視」へと囲い込むことにもなった。『福岡日々新聞』(以下『福日』と略記)1916年5月13,26日など。

16)主な争議は原田製綿所(大正14年)、東邦電気工作所(同15年)、博軌電気(同15年)などで、このほか大正4年に博多湾鉄道(株)に属する石炭沖仲仕が会社直轄となった結果、従来よりも賃金が減少したため同盟罷業をおこなったが失敗した。『無産者新聞』26,40,43,47,48,55号,1926、『産業労働時報』1,5,8,11号,1929,1930、『労働及産業』1915年9月。また博多毎日新聞社事件に代表されるのちの水平社運動につながる運動も活発化しているが、121名が有罪公判に送られ厳しい取締りにあった。『福日』1916年6月21,26日など。

17)福岡市『福岡市史　明治編・大正編資料集』,1961、西日本新聞社『九州の顔・天神』,1979。

18)『福日』1919年3月14日。夏期には町ごとに撒水の実施が市から義務付けられた。『福日』1916年7月3日。

19)両者は県外・県内という対抗意識と電力供給権から争ったが、1934年に電車部門が合併した。『福岡市議会史　大正編』,1979,705-734頁。

20)『九州日報』1926年5月26日。

21)「福岡の洋館街」『福日』1920年1月30日。

22)「福岡市の銀行街」『九州日報』1926年5月26日。

23)初日の入場者数は47200人、売り上げは53000円でその人気ぶりが伺われる。『福日』1925年10月8日。

24)『九州日報』1916年8月1日。

25)市内電車の発展により、住吉町(入寄留者、大正2年6134人から同4年7028人)や千代町(明治39年1801人から大正4年2471人)など福岡市に隣接する地区の人口が急増している。『九州日報』1916

年4月24,25,26日。

26)「野間の文化村」『九州日報』1923年2月2日。光安益巳(東邦電力九州支社)が発案し、地主の中村伊三郎、白水憲夫、財部喜八らが協力したといわれる。

27)県庁などの官庁サラリーマンを中心とした高宮住宅組合が結成された。『福日』1922年8月11日。

28)『福日』1927年4月17日。

29)『九州日報』1924年3月20,22-26日、5月27日、『福日』1926年6月19-25日。なお箱崎町多々良川西岸(九州鉄道(株))、雑餉隈の春日原住宅(筑紫電鉄)、鳥飼と姪浜(福岡土地建物会社)、西新(東邦電力)の郊外住宅計画があった。『福日』1922年4月26日。

30)『福岡市商工人名録』,1926より集計。この名簿には営業税20円以上の業者しか掲載されておらず、これ以外にも多くの業者が存在すると思われる。

31)『福岡県壱萬圓以上実業家資産名鑑』,1921によって補足すると大浜町(1-4丁目)24人、下対馬小路19人、下新川端町16人、網場町・下西町15人が上位を占めていた。

32)特化係数(町の全商工業営業主体数に占める特定業種数の割合を全市の営業数に占める特定業種数の割合で除したもの)が2.0以上の業種について図化した。

33)『福岡市市民録』,1924より集計。この資料には住所、職業が記入されているが、町民全員が記載されている可能性は少ないと思われる。

34)幕末から明治初年は三上禮次「慶応二年－明治四年における博多の営業構造と各町の営業特性分布」,九州芸工大一般基礎教育系列研究論集9,1984,77-85頁を参照。

35)『福日』1920年8月23日。『福岡県社会福祉事業史 上巻』,1982,776頁。

36)宮本又次「博多と福岡」(宮本又次編『九州経済史論集2』,福岡商工会議所,1956,2-60頁。

37)『昭和4年4月調 町総代名簿』(櫛田神社)。

38)佐々木滋寛『博多年中行事』,1935。

39)奈良屋町では明治12、3年頃に組織されている。『九州日報』1918年2月11日。

40)『福日』1911年9月30日。

41)「博多式の運動会」『福日』1909年5月25日。なお両学区には明治10年頃から各町内に学校世話人が設置されており学校と町内の結びつきがとくに強かった。

42)吉見俊哉「運動会の思想」,思想845,1994,137-162頁。

43)博多財産区会『博多財産区備荒貯蓄起原記』(明治期),『博多財

産区備荒貯蓄米金寄附人名録』(櫛田神社),『福岡市史　大正編』238-247頁。議員は1、2、3級各10名で任期は4年である。なお財産区の選挙有権者は1級60、2級346、3級1539人(大正7年)であった。『九州日報』1918年6月20日。藩政期については、武野要子「博多の備荒貯蓄」,福岡大学総合研究所報105,1988,1-13頁を参照。

44)博多財産區會議案第六號(明治三十八年十二月四日)

博多財産區窮民救助規程

第一條　本費ハ博多財産區貯蓄金寄付シタル者並ニ其子孫ニシテ貧困ナル者及區内赤貧者ニシテ他ニ頼ルヘキモノナキモノヘ救助費ニ支出ス

第二條　救助ノ金額ハ毎年度貯蓄金利子収入額ノ拾分ノ壹以内トス其額ハ豫算表ヲ以テ之ヲ定ム

第三條　本費ハ左ノ各項ニヨリ支給ス

一　食費　二　薬餌料　三　看護人給　四　埋葬費

第四條　給與ノ制限ハ左ノ割合トス

食　費

年齢は三年未満ノ者　男ノ女中白米　貳合以内

仝三年以上十三年未満ノ者　仝　參合以内

仝十三年以上ノ者　仝　四合以内

三合五勺以内

薬餌料

薬価一日拾錢以内滋養費一日五錢以内

看護人給

看護人給一日貳拾五錢以内

埋葬費

一　屍參円以内

第五條　救助米ハ三ケ月括リ月初ニ於テ前月相場ニヨリ石代ヲ以テ給與シ薬餌料看護人給埋葬費ハ其都度実費ヲ支給スルモノトス

第六條　救助ヲ受ケントスルモノハ隣保二名以上及借家人ハ家主ノ保証人ヲ立テ町総代連署ヲ以テ(疾病ハ醫師ノ診斷書添付)市参事會ニ出願スベシ

第七條　市参事会ハ被救助者ノ状況ニ由リ第三條第四條規定ノ金額一ケ年分以内ヲ以テ一時限リ適宜救助スルコトヲ得

窮民救助ノ途ヲ啓ク

博多財産区貯蓄委員　遠藤　甚蔵

45)町総代が希望者に購買券を交付するという方法で市と財産区により博多部12ヶ所で外米が安売りされ、9882円58銭、700石余が販売された。前掲43)博多財産区会、『福日』1912年7月5,18,20日。

46)『縣社櫛田神社上下遷座概要』,1927,61-63頁。
47)福岡市木材共同組合『福岡市木材共同組合のあゆみ』, 1985。
48)大正6年4月の市議会議員選挙に博多団体(非政友系)から第3級選挙に立候補し306票で首位当選している。『九州日報』1917年4月26,28日。刷新会は水道問題のほか、無入札で太田清蔵へ売却された呉服町小学校跡地問題などをめぐって演説会や市民大会を開催し、知事や市長、市会議員への戸別訪問をおこなった。博多毎日新聞社事件(注17)のあった6月17日に、刷新会も東中洲で2千人余を集めて市民大会を開いており、閉会後刷新会幹部を中心に200～500人余の人々が政友系市会議員の家に押しかけたため騒擾事件として、刷新会の幹部24名が逮捕、有罪公判へ送られたが無罪になった。この事件を契機に刷新会の活動は下火になった。『九州日報』1916年4月16日、5月6-8,24日、6月21,22,23日、8月24日、12月23日、『福日』同年5月16-21, 23,24日、『福岡市議会史　大正編』,1979,303-3　15頁。
49)『福岡市水道局五十年史』,1976、『福日』1910年8月20,21日、1923年3月31日。
50)大正8年に天福寺(上小山町)の井戸水の導水を計画したが、岡部町民の反対により断念している。『福日』1919年12月13,18日、同9年2月26,27日、3月13,21日。岡部と浜部とでは水の必要性が異なっていたと考えられる。また簡易水道の取水口の位置をめぐって住吉町民とも対立が生じている。『福日』1920年9月9,18日。
51)『糟屋郡志』,1925,337-339頁、『九州日報』1918年　10月9日。
52)『福日』1906年11月29、30日、12月1、2日。
53)『博多商工会議所五十年史』,1940,528-529頁、『九州日報』1920年11月19日など。
54)井上精三『博多風俗史　遊里編』,1969,積文館,364頁など。また大正5年頃から私娼への取締まりが強化されている。『九州日報』1916年6月28日。
55)『福日』1935年7月13日。なお1910(明治43)年の共進会の時にも据山を建設している。
56)倉所町は明治26年に妙楽寺前町から分離し、大正14～15年頃に大黒流の本町になったといわれている。
57)岡流と浜流は新町流と呼ばれ、以後二つに分れた。
58)松ばやしでは三福神と児の行列がおこなわれるが、三福神を恵比須流、大黒流、福神流が受持ち、児は東町、呉服町、西町、土居町の各流が交代で担当した。博多松ばやし保存会『博多松ばやし』,1972。
59)以下の記述は、落石栄吉『博多祇園山笠史談』,1961と博多祇園山笠振興会『博多山笠記録』,1975および聞き取りによる。また

各流によって運営方法に相違があるので筆者の知り得た範囲での記述に過ぎない。

60)土居町流では山笠取締が松ばやしの取締を兼ねると定められている。『博多津土居町流兒当番記録』1889。

61)『九州日報』1928年7月7日。

62)半当番といって二つの町が合同で当番になったり、一巡とばして当番になる場合がある。これは町の戸数が少ないためで、西町流の芥屋町と古溪町がその例である。『西町流山笠棒調整記録受授手続申合規則』大正期。

63)西町流の場合、大正4年に当番町以外の七町が50圓を支出している。

64)『福日』1910年6月20日。

65)『福日』1920年7月3日。

66)『九州日報』1910年7月11,12,13日。

67)『昭和7年9月25日　氏子総代選挙簿』(櫛田神社)。

68)『櫛田神社第弐拡張寄付金収支計算台帳』明治末,(櫛田神社)より集計。櫛田流486円、岡流923円、浜流419円、築港流69円60銭であった。

69)『福日』1920年7月3,10日、『九州日報』1920年6月18,19,30日。

70)『福岡市会議員選挙人名簿抄本』昭和4年4月より集計。櫛田流514人、岡流959人、浜流865人、築港流635人であった。

71)流舁は流内の諸町を舁く行事だが、加勢町を廻る流もあった。

72)『福陵新報』1892年7月5～9日、『福日』1892年7月6,7,9,12日。

73)第2次大戦後の加勢町の正式参加は「格下」にみられていた加勢町の人々が逆に自らの「山」を持つことへ強い願望をもっていたことをあらわしているといえる。

74)福岡部や箱崎町でも子供山笠が建設されている。『福日』1920年8月8日、9月9日など。

75)郡奉行によって禁止された農民の山舁きが相対で屋うことで認められたり(延享四年)、加勢などに対する雑用銀の増加から六当番町が山舁きを在郷から屋わないとしたこと(宝暦六年)等、藩政期にも周辺地区からの加勢が積極的におこなわれていたことが伺われる。『博多津要録』,1976,西日本文化協会,第二巻,440-441頁、1978,第三巻,266,268-9頁など。

76)山笠の圏域については守屋毅「都市祭礼と風流－その歴史的展望－」(『日本民俗文化体系11　都市と田舎』,小学館,1986),438-442頁、福間裕爾「山笠絵馬のひろがり」,西日本文化258,1990,25-29頁、同「博多祇園山笠とその周辺」,民具マンスリー22-4,1990,1-12頁などを参照。

77)山崎藤四郎『追懐松山遺事　完』,1908、36頁。

78)那珂、御笠、席田、粕屋、早良の周辺農村5郡は組合を作り博多の各町と契約していたが、人糞尿料金(農家が町に対して米納)の値下げをめぐって明治24・25年と大正10年に糞尿紛争が発生した。後者の場合に農家側の都市化に対する危機感が背景にあるが、紛争を担った高崎正戸(粕屋郡農会技師)は既に人糞尿処理の市営化を主張していた。『福岡市史　明治編』,1009-1035頁、『同　大正編』,849-860頁。『福岡県史　近代史料編農民運動(一)』1986,1-10頁。『九州日報』1918年12月15日。

79)『福日』1920年1月24日、2月1,24日。

80)『福日』1913年4月24,26,27日、1917年4月26,28日。

81)前掲11)や松平誠『都市祝祭の社会学』,有斐閣,1990,72-238頁を参照した。

82)加勢経験をもつ古老(箱崎)は「山舁前は酒などをついでくれて親切だが、終わると早く帰ってくれという感じで態度が変った」と話されており、加勢が博多の人々に「恥」として意識されているように筆者には思われる。

83)こうした問題を考える際に、ソシュールによる二つの力、つまり分立精神・「縄張り根性」と「インターコース」の対比が示唆的であると考える。ソシュール(小林英夫訳)『一般言語学講義』,岩波書店,1940,289-297頁。

84)『福日』1910年6月12,15,17-21,24,26日、7月2,3日。

85)『福日』1910年6月24日。

86)『九州日報』1910年6月26日。

87)吉見俊哉『都市のドラマトゥルギー』,弘文堂,1987,　355頁。

88)川田による累積的時間と構造的時間の議論が参考になる。川田順造『無文字社会の歴史』,岩波書店,1976,197-211頁。

89)「福岡市と電燈会社」『福日』1893年7月23日。

90)『九州日報』1911年12月23日。

91)『九州日報』1910年8月4,8日。

92)『九州日報』1930年5月10日

93)『九州日報』1930年5月13日。

94)『九州日報』1931年7月6日。

95)『九州日報』1931年5月15,16日。

96)「殺される」『九州日報』1928年6月14日。このほか機械の出現による失業や郊外住宅による小作人問題が取り上げられている。

97)電燈・電車市営調査委員会が設置され、6大都市等の調査を行なっている。『電燈・電車市営調査書』1922。なおこの調査以前に博多商業会議所が電燈電車の市営問題に関して、条件付き賛成の報告書を出している。『九州日報』1912年4月20日。

98)大正期築港計画で最大の役割を果たしたのが、杉山茂丸により

1916(大正5)年8月に設立された博多湾築港株式会社である。博多湾東部埋立によって大築港を目差す計画で福博の有力者が役員として参加したが、同10年2月に不況の影響により一時休業した。『博多湾築港株式会社増資要覧』,1919、博多湾振興会『博多湾築港史』,1972。

99)小路田泰直「両大戦間期の政党と官僚」,日本史研究282,1986,102-140頁。

100)『福日』1931年12月1,5,9,12日、『詳説福岡県議会史　昭和編(一)』,1957,536-547頁。議員は取り壊しを批判しているが、その理由は人道上のほかに国家への民衆の不満を高めるというものであった。

101)九州日報主幹古島和雄が次のような記事を書いたことはよく知られている。

「博多祇園山笠建設の出願は今や警察と博多市民の間に於ける一個の問題となって居る。警察は之を許さずと曰ひ人民は之を許せと曰ふ。許せよと曰ふ人民の説は数百年来の良慣習を保存すると同時に一は博多市の繁栄を慮るためだと曰ふ、警察の之を拒む理由は衛生上街路取締上より不都合なりと言ふに在りしが段々詮じつめられて今は山笠の祭時は蛮なりと言ふに帰した様だ。蛮風と曰ふは其裸体的にして其競ひの激烈なる状態を指したのである乎……。

……博多人民が山笠の為に流と称する一の団体を組織して平業公共的の事業が為に此の団体の関係から割出され円滑に敏速に纏まりがついて居ると曰ふのは今の所謂る地方自治の精神に適合している。……」

「…日本固有の美術の発達を政府が推奨し、古寺保存法と曰ふ立派な法律まで出来た事を見れば山笠の非建設論者も少しは目が醒めるであろう……。」

『九州日報』1898年7月21,22日。

ただし古島が主張する流組織が地方自治に役立つという論理、または「伝統」の見直しといった論理と当　時の博多の人々が山笠運営に関してもっていた論理とが重なっていたとは考えにくい。

102)日露戦争時には山舁きを中止して据山だけを建設し、残りの費用を出征軍人家族に贈るということもあった。『福日』1904年7月14日。また1944(昭和19)年には軍部の要請によって映画『陸軍』で山舁きを行なっている。

103)『九州日報』、『福日』1916年7月7日。とくに九州日報の記事では、(八)と(十)が大文字で強調されており、街路の取り締まりが警察にとって大きな問題であったと考えられる。

104)社会統合とシステム統合によるが、両者は後者が前者を「植民

化」するという関係ではなく社会システムの二様の見方である。Gregory,D.,'Presences and absences:time-space relations and Structuration theory'(Held,D.and J.B.Thompson,eds., Social theory of modern societies,Cambridge U.P.,1989),pp. 185-214.

105)市から合計1800円の補助が出された(商工会議所からは半額)。『福岡市市政施行五十年史』,1939,98-99頁、『福岡市議会史』,第3巻,1991,1555-6頁。

106)『福日』1931年5月9、12日。また博多山笠の改善案として以下の六項目が提案されている。

(1)飾山流・舁山流は是非一年毎に交代する事。

(2)櫛田神社よりの補助金を舁山当番町のみにする事。

(3)飾山当番町より舁山当番町へ若干の寄付をする事。

(4)一町二十戸もあり百戸もあり之を飾山、舁山建設の時考慮する事。

(5)飾山流の若者は舁山流に加勢する事。

(6)田舎よりの加勢を全廃する事。

107)福岡市の観光客(昭和9年)は61091人と急増し、同11年には観光バスの運転開始も予定されている。『福日』1935年1月12,16日。

108)山笠でも市の要請により市長など地元著名人を台上りさせ福岡部へ舁き入れる「集団山見せ」が昭和37年に始まり、また国内のみならずハワイやオーストラリアへの遠征もおこなわれているが、こうした「観光化」に対しては議論が分かれる。